

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
11	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>1. 指定管理者制度導入時の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入について 本来、指定管理者制度の導入に当たっては、以下の手順による考察が必要である。 <p>①施設の役割の明確化 まず、基本方針、基本計画、実施計画に対する施設の位置付け及び具体的な事業内容等を明らかにし、施設の設置目的に即した利用方法を検討する必要がある。なお、この段階では、現施設だけでは上記方針や計画等を実行できないのであれば、これらを変更したり、施設を新設したり、遊休施設や低稼働施設があれば用途変更や統廃合を実施したりすることも含まれる。</p> <p>②運営方法の検討 次に①で役割が明確になった施設について運営方法を検討する必要がある。この段階では、施設の設置目的や事業の特性に応じて直営とするか、指定管理者制度を導入するかを選択することになる。 ここで、指定管理者制度を導入すると決めた施設については、導入の背景及び指定管理者に期待すること等を明確にする必要がある。</p> <p>③公募非公募の検討 最後に指定管理者制度を導入するとして施設について、指定管理者を公募あるいは非公募で指定するのかを決定する必要がある。この段階では、いずれが市民にとってより良いサービスを提供でき、コスト削減に資するかという観点で指定方法を選択することになる。公募する場合には、施設の設置目的、施設で実施する事業及び指定管理者に期待すること等、募集要項をできるだけ詳細に作成し、多様な事業者が応募できるように努める必要がある。 しかし、市は、上記のような検討を十分に行っていない。今後、市では、少子高齢化が進み大幅な税収の増加が見込めない一方、施設の老朽化が進み、大規模修繕や建替え等が発生する状況にある。このような状況下においては、限られた財源で、現存する公の施設の全てを市民が十分に満足する水準で維持管理していくことは、相当困難である。 現在市では、FM（ファシリティ・マネジメント）推進グループを設置し、施設に関する情報を一元化して統廃合の方針策定等を行おうとしている。今後も施設の設置目的と市の施策との整合性を継続的に見直し、上記のような手順で最適な運営方法を検討されたい。</p>	行政経営課 FM推進課	措置済	平成27年2月に公共施設等のあり方に関する基本的な考えや取組方針を示した公共施設等総合管理計画を策定しました。指定管理施設の運営方法及び指定管理者の選定に当たっては、施設の将来的なあり方も含め、関係各課と綿密な協議を重ねた上で決定しています。	平成27年9月30日現在
13	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>2. 外郭団体の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募について 非公募で指定管理者に指定して良い場合とは、サービス面及びコスト面を相互に勘案して、当該団体が市民にとって最も望ましい形で施設を管理運営できる唯一の団体である場合のみである。外郭団体がそのような団体に該当するか否か、様々な側面から検証し、該当しないのであれば次回以降は公募で指定すべきである。 	行政経営課	措置済	平成27年度の指定管理者の選定対象施設に関して、サービス向上、コスト削減等の観点から選定方針を施設所管課等と協議し、現在、外郭団体が非公募で管理している体育施設の一部に関して、公募で募集することとしました。来年度以降においても、同様の協議を行い、引き続き、最善の募集方法を取ってまいります。	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
13	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>3. モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについて <p>指定管理者制度を効果的かつ効率的に運用するためには、適時適切なモニタリングが不可欠である。所管課による自主的なモニタリングが期待できないのであれば、モニタリング指針を改定し、例えば、所管課の職員立会のもと、少なくとも年一回、施設内の備品実査の実施を指定管理者に義務付ける、事業報告に記載されている支出に係る証憑の提出を義務付ける等、最低限実施すべき項目を定められたい。</p> <p>また、外部の評価機関を利用することも有用な方法の一つである。現在も利用者目線からの第三者評価は行われているが、管理運営全体に関する第三者評価は実施されていない。例えば、横浜市では、以下のように指定管理者制度を導入した施設の特性に応じて、複数の第三者評価の方法を運用しているため、参考にされたい。</p> <p>さらに、指定管理者に緊張感を持たせるために、指定管理者が事業報告に虚偽の記載をしていた場合には翌年度の指定管理料を削減する、再指定をしない等のペナルティを課すことも併せて検討されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成27年3月に「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」（以下、「指針」という。）を改訂し、指定管理者の備品実査の原則義務付け、施設所管課による支出に係る証憑書類のチェック、施設所管課による原則年に1回以上の実地調査の義務付け、実地調査の際のチェックシートの作成等、最低限の実施項目を指針に盛り込むとともに、実効性を担保するためのツールを作成しました。</p> <p>第三者評価の実施やペナルティを課すことに関しては、市によるモニタリングの運用が適切に実施できていることが前提となりますので、改訂後の指針を適切に運用することに注力することとします。</p>	平成27年3月31日現在
14	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>4. 指定管理者への指導不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者への指導について <p>公民館分館や老人憩の家等、地域に密着した施設の指定管理者に地元の自治会や万年青年クラブ等を指定管理者に指定した場合、当該指定管理者は会計的な知識や指定管理業務の内容に精通していないことが想定される。また、これらの施設は指定管理料が定額で、かつ精算を求めているため、指定管理者が施設の維持管理とは関係のない使途に指定管理料を充当する可能性も否定できない。</p> <p>そのため、施設の所管課は、指定管理者に対して、定期的に指定管理者を集めて講習会を実施したり、年度途中で帳票及び証憑類のチェックを行い、制度趣旨や支出の範囲等について適切に指導されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成27年3月に「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」を改訂し、指定管理者の備品実査の原則義務付け、施設所管課による支出に係る証憑書類のチェック等、指定管理者の指導に資するモニタリングの運用強化を実施しました。</p>	平成27年3月31日現在
15	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>5. 指定管理期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間について <p>確かに指定管理期間を長期に設定すれば、中長期の事業計画が策定でき、指定管理者の雇用の安定化につながるるとともに、専門的知識や管理運営のノウハウの蓄積も期待できる。しかし、長期の指定管理期間の設定は、事業のマンネリ化や職員の意識低下を招き、市民サービスの低下につながる可能性も否定できない。</p> <p>そのため、年度ごとまたは数年ごとに、利用者数の増加率や自主事業の実施回数等の事業目標を設定させ、当該目標が達成できなかった場合は、指導、勧告及び指定管理者の変更等を可能にしたうえで、事業目的や施設の特性に応じて、長期の期間も含めて柔軟な指定管理期間の設定を検討されたい。</p>	財政課	措置済	<p>平成31年4月に「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」などの関係する指針等を改定し、令和2年度から施設の数値目標を設定することとしました。今後、モニタリングの結果を踏まえ、適宜必要な指導を指定管理者に行うことで、一層効果的・効率的な管理運営を図ります。</p> <p>なお、指定期間については、事業目的や施設の特性、改修の必要性なども踏まえて、指定管理者の選定手続に当たり施設ごとに柔軟に設定するものとしています。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
17	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>6. 使用料</p> <p>・使用料について</p> <p>確かに公の施設は市民がより充実した生活を送るために設置されたものであり、採算性のみを考慮して設置及び運営を行うことはできない。多くの市民生活に必要な施設であれば、無料または低料金であっても維持する必要がある。また、使用料を投資及び維持管理コストが回収できる水準まで引き上げるとすると、非現実的な使用料になってしまう可能性もある。</p> <p>しかし、利用者が少ない施設、一部の市民のみがほぼ独占的に利用する施設、民間でも提供可能な施設では、利用者（受益者）と非利用者（非受益者）との間で負担の公平性を確保する必要がある。</p> <p>例えば、大津市では、公の施設を以下のように市場性と必需性で分類したうえで、受益者負担の割合を設定している。</p> <p>市では財政難のため、緊急性の高い修繕のみを優先して行う状況が続いている。さらに今後は、施設の大規模修繕や建替え等によって、より多額の費用の発生が予想される中、全てを公費で賄うことは不可能に近い。そのため、上記のように市の他の施設や他市の同種の施設との比較を行い、稼働率や施設の特性に応じた受益者負担の考え方の採用及び負担率の設定を検討されたい。</p>	財政課	措置しない (対応不可 能)	<p>使用料の基準については、基準の策定状況や、施設の取得費・建設費をどのように施設使用料の算出基礎に含めているかどうか等の他市調査、奈良市の各施設のコスト削減に向けた取組状況等についての庁内調査、モニタリング手法の見直し等、使用料の基準作成に向けて様々な取組を実施しました。例えば、平成29年11月の他市調査においては、58市中28市が使用料の基準を策定していることが分かったほか、策定済の28市のうち、半数近くの自治体が施設の建設費や備品の取得費等を使用料の算定基礎に含めていることが分かりました。</p> <p>このように他市状況等を把握し、奈良市の基準策定に向けて検討を行ってまいりましたが、昨今の物価上昇の影響によって、光熱水費や生活必需品等の価格が高騰しており、市民の生活は圧迫されている状況です。使用料の統一的な基準を作成することは、基準よりも使用料が低額の施設の増額改定につながり、さらなる市民への負担増となる懸念から、使用料基準の策定については、当面の間、措置できる状況にないと判断しました。</p>	令和5年4月1日現在
19	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>7. 利用料金制</p> <p>・利用料金制について</p> <p>指定管理者が利用料金制の導入に積極的でない一番の理由は、施設の収益性が低く、利用料金制を採用しても施設の維持管理コストが賄えないと考えているためである。しかし、利用料金で施設の維持管理コスト全額を賄えなくても、併用制を採用することで当該問題は解消できるし、指定管理者が適切と考える利用料金を設定することで、使用料収入の増加も期待される。また、指定管理者側も利用者が増えると自らの収入が増えるため、インセンティブが生じ、指定管理施設を利用した多様な事業を実施し、市民サービスの向上にもつながる。</p> <p>さらに、指定管理者が収益性の高い事業のみを実施するという利用料金制のデメリットについては、事業計画の精査や適切なモニタリングにより対応可能である。</p> <p>特に貸館、体育施設及び駐車場といった一定の収入が見込まれる施設については、利用料金制の導入を検討されたい。</p>	財政課	措置済	<p>指定管理者における利用料金制の導入可否について、施設の設置目的や特性を踏まえ、検討を行った結果、平成30年度より指定管理者制度を導入する杏南第一駐車場他12施設の駐車場で、令和元年度よりJR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場で利用料金制を導入しました。</p> <p>その他の施設についても利用料金制の導入可否を確認しましたが、施設の設置目的や設備の老朽化等により、収益性が見込めないため、現時点では利用料金制の導入を見送ることとしました。一方で、引き続き利用料金制の導入を推進するため、「公の施設に関する協定書標準例」を改定し、指定管理者募集時に利用料金制を導入する場合の文例を作成しました。</p> <p>また、収益追求による市民サービス低下の懸念については、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」により、適切なモニタリングが可能となっていますので、今後より一層の徹底を進めていきます。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
19	<p>III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>8. 指定管理料の精算</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理料の精算について <p>当該方法は指定管理者が指定管理料を過大に見積った場合等には有用であるが、経費を削減しても精算されるため、指定管理者にとってはインセンティブが生じない。その結果、指定管理者が創意工夫を怠り、指定管理料を上回らない範囲で従前と同様の半ばマンネリ化した施設の管理運営が行われる可能性がある。</p> <p>ただし、指定管理料の精算をしないとすると、指定管理者が提出する事業計画や指定管理料の予算の検証体制、事後のモニタリング体制の整備及び適切な運用が不可欠であるため、これらを十分に整備運用できるのであれば精算の要否について検討されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成27年度の協定より、指定管理料に関しては原則精算しないこととし、平成27年3月に所管課に通知するとともに、説明会を実施しました。</p> <p>精算をしないことによる検証体制の強化策に関しては、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に、施設所管課による原則年に1回以上の実地調査の義務付け、実地調査の際のチェックシートの作成等を盛り込み、モニタリングの運用強化に資する改訂を平成27年3月に実施しました。</p>	平成27年3月31日現在
20	<p>III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>9. 募集、申請受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集、申請受付期間について <p>所管課では、募集期間が3週間程度となることについて、事前に指定管理者制度の取りまとめ課である行政経営課と協議したとのことであるが、そもそも年間数千万円の維持管理コストが発生する施設の維持管理業務について、1ヶ月程度の準備期間では短い。</p> <p>そのため、実際の申請受付期間は短くてもよいが、公表の時期をもっと早めて、募集要項や申請受付予定時期等をあらかじめ開示し、事業者が十分な準備をできるだけの間を確保すべきである。</p> <p>また、指定期間や受付期間を明示した募集中の指定管理施設の一覧や募集予定時期を明示した当年度の募集予定施設の一覧等を作成すべきである。事業者の目に留まりやすいため公平性がより高まるとともに、事業者はあらかじめ準備することができるため、競争性が高まり、市民サービスの向上につながるような多様な事業者の応募が期待できるためである。</p> <p>例えば、大阪市では募集中の案件一覧、京都市では当年度に指定管理者を指定する予定の施設一覧をホームページに記載しているため、参考にされたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>本年度の指定管理施設の募集方法に関して、遅くとも公募開始の約1ヶ月前には方針を公表し、事業者等が応募に関して検討できる期間を設けました。</p>	平成26年9月30日現在
21	<p>III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>10. 再委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託について <p>主要な管理業務の再委託を禁止する趣旨は、最初から再委託者を指定管理者として施設を管理運営することが可能であるのに、指定管理者が間に入って利益を得ると、その分コストが割高になって指定管理者制度の趣旨であるコスト削減が徹底されないためである。また、指定管理者と再委託者との間の責任分担があいまいになるという問題もある。</p> <p>市は、募集要項や仕様書の中で、主要な管理業務が何であるかを明確にするとともに、指定管理者が再委託している業務が主要な管理業務に該当しないか、適切にモニタリングすべきである。</p> <p>また、小規模施設の清掃業務の再委託等、その都度承認することが事務手続上著しく煩雑になるのであれば、特定の業務については事前承認の省略を可能とする容認規定を設けることも検討されたい。</p>	財政課	措置済	<p>平成31年4月に「公の施設の管理に関する協定書標準例」を改定し、基本協定書で主たる管理業務にはならない業務を例示するとともに、事業報告書に管理業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせている場合はその業務内容を記載することとしました。</p> <p>なお、小規模施設の清掃業務の再委託等、特定の業務に対する事前承認の省略については、施設の管理運営上、指定管理者の業務実施状況を適正に把握する必要があるため、導入を見送ることとしました。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
23	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>11. 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業について <p>自主事業については、そもそも何をもって自主事業とするのかの定義があいまいで、利益及び使用料の取扱いについても様々であるが、少なくとも自主事業の範囲、利益及び使用料の取扱いについて市の原則的な運用を定めようとして、個々の施設や施設利用者の特性に応じた利益及び使用料の取扱いを、指定管理者との仕様書に定められたい。</p>	財政課	措置済	<p>平成31年4月に「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」などの関係する指針等を改定し、令和2年度から実施する自主事業については、施設所管課による実施の事前承認を導入しました。また、事業報告書に自主事業の実施状況を記載することとし、自主事業についてもモニタリングを行うこととしました。</p>	令和元年9月1日現在
24	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>12. 満足度調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度調査について <p>指定管理者制度の導入目的の一つに、市民サービスの向上がある。この目的の達成度合いを把握するためには、施設を利用する人の意見を吸い上げてそれを評価し、より良い施設にしていくための改善策を検討し実行するという一連のPDCAサイクルを構築する必要がある。</p> <p>市民サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができていないかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者に上記のようなPDCAサイクルを構築するよう指導されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成27年3月に「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」を改訂し、PDCAサイクルの構築に向けて、所管課又は指定管理者による利用者アンケートの原則実施を義務付けることとしました。</p>	平成27年3月31日現在
24	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>13. 直営施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直営施設について <p>指定管理者制度は、「民間でできるものは民間に委ねる」という前提のもと、市民サービスの向上とコスト削減を趣旨として導入された制度である。そのため、直営で実施する合理的な理由がない施設については原則として指定管理者制度を導入されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成26年度に直営施設の指定管理者制度導入可否に関して個々の検討を行い、現時点で指定管理者制度の導入が可能な月ヶ瀬粉末茶加工施設に関しては平成27年度より導入することとしました。今後も関係各課と直営施設の運営方法に関して協議をしております。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
24	<p>Ⅲ. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見</p> <p>14. 旧月ヶ瀬村の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧月ヶ瀬村の施設について <p>今後、このような不特定多数の市民の利用を前提としない公益性の低い施設を公の施設として市の負担で維持し続けるのか検討する必要がある。現在の指定管理者や使用許可の付与先にしかこれらの施設を有効に活用できないのであれば、当該相手に施設を譲渡することを検討すべきである。国等の補助金が支給されている施設についても、「補助金等に係る予算の執行の適正化等に関する法律」の弾力的な運用により譲渡が可能な場合もあるので、併せて確認されたい。</p> <p>仮に地域振興のためにこれらの施設を市として維持する必要があると考えるのであれば、市の負担を軽減するとともに事業者の創意工夫を促すべく、利用料金制による指定管理者制度の導入を検討されたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>包括外部監査の意見に基づき検討した結果、農林水産物直売・食材供給施設「湖畔の里“つきがせ”」、特産物等直売施設「月ヶ瀬温泉ふれあい市場」について、平成29年度から指定管理者制度を導入しました。また、梅の里ふれあい館においては、指定期間の満了後現指定管理者に譲渡するよう調整し、令和2年4月1日から廃止しました。なお、体育館及び健民運動場の指定管理制度導入について検討しましたが、小中学校が昼間全日使用しているため、利用料金制の導入は困難です。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
33	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>1. 市立奈良病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>現地視察を行ったところ、市の備品に、備品番号シールが添付されていないものが見受けられた。</p> <p>平成24年度末時点において、市の機器備品は帳簿価額で241百万円存在する。（5）①でも述べたように、新病院の備品の購入・修繕については、指定管理者が行うものとしており、今後、指定管理者の備品が増加することが想定される。</p> <p>したがって、市の備品には備品番号シールを添付し、指定管理者の備品と明確に区別すべきである。</p>	医療政策課	措置済	<p>台帳に登録のある備品の確認を行い、市の備品には備品番号シールを貼付して、指定管理者の備品との区別を明確にしました。</p>	平成27年3月31日現在
33	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>1. 市立奈良病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営交付金について <p>市の病院事業会計において、市の一般職員3名の人件費について、一般会計から繰入を行っている。平成23年度から平成25年度までの繰入額は、以下のとおりである。</p> <p>（表省略）</p> <p>地方財政法第6条では、特別会計において、一般会計からの繰入が認められているのは、下記2点に該当する場合である。</p> <p>（表省略）</p> <p>市の病院事業損益計算書上、平成23年度及び平成24年度において、当年度純損失はそれぞれ34百万円及び4,454百万円である。また、平成24年度の借対照表上2,033百万円繰越損失(注1)残高があるため、一般会計からの繰入金は妥当であるかのように見える。</p> <p>しかしながら、「(3)収支の状況」に記載したとおり、指定管理者の収支は、新病院建設という特殊事情があった平成24年度を除いて、平成20年度から平成23年度まで黒字であり、さらに、指定管理者の平成24年度の貸借対照表における未処分利益は801百万円ある。</p> <p>このような状況を鑑みると、市からの運営交付金の交付税相当分306百万円について、全額指定管理者に交付するのではなく、指定管理者との負担割合を再度協議し、市の一般職員3名の人件費について、一般会計からの繰入を行うのではなく、病院事業会計の中で負担されたい。</p> <p>（注1）平成25年9月の市議会の議決（資本剰余金の処分）により繰越欠損金は391,193千円となっている。</p>	医療政策課	措置しない （見解の相違）	<p>病院の指定管理に際し、現在は利用料金制度が導入され、指定管理料の交付もなく、独立した経営が行われています。現行の協定では、赤字であっても市がその補填をしないこととなっているのみならず、病院建替えの際の機器更新が指定管理者の負担により行われたほか、施設の修繕・改修や機器備品の修繕・更新、また病院建設等のための病院事業債の償還について交付税相当分を除く部分は指定管理者が負担することとなっていることから、現行の協定は市にとってメリットが大きいと考え、その変更は行わないこととします。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
37	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>2. 市立診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の所有権について <p>診療所の管理に関する基本協定書において、備品については、第8条において以下のよう記載されている。</p> <p>(備品の貸与)第8条</p> <p>甲(奈良市)は、甲が購入した既存の備品を無償で乙(指定管理者)に貸与する。</p> <p>しかし、新規に購入した備品については特に何も記載がなく、現状は診療収入及び指定管理料等で購入した備品は指定管理者の所有物となっている。</p> <p>備品購入費や修繕費を市が負担しなくてもよいというメリットがある。一方で、新規に購入した備品の所有権を指定管理者にするとすれば、今後、指定管理者が変更した場合や、現指定管理者が診療所の管理運営を継続出来なくなった場合に、市が新たに備品を購入しなければならないというデメリットが生じる。</p> <p>このようなメリット及びデメリットを勘案した上で、新規に購入した備品についても覚書等の締結を検討されたい。</p>	医療政策課	措置済	平成26年度に指定管理期間を更新したことに伴い、新たに締結した基本協定書において、指定管理者の負担により購入したものの所有権は指定管理者に属する旨の文言を記載しました。	平成26年9月30日現在
37	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>2. 市立診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>現地調査を行った田原診療所及び都祁診療所において、現物を確認できない備品、指定管理者制度導入前に委託契約していた団体の備品と推測される備品があった。</p> <p>指定管理業務の中に市の備品の管理が含まれている以上、備品の所在や台帳との整合性を明確にしておくことは重要である。したがって、田原診療所及び都祁診療所に置かれている備品について、再度整理を行い、市の備品台帳を整備すべきである。</p>	医療政策課	措置済	備品の存否確認、廃棄備品の台帳からの抹消など、備品台帳の整備を終えました。	平成27年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
41	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>3. なら100年会館 ・自主事業について なら100年会館では、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を実施しており、当該事業を自主事業と位置付けている。 (表省略)</p> <p>3. 文化振興事業に関すること (1) 会館の特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事業、その他会館の設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。 (表省略)</p> <p>総合財団が平成24年度に実施した自主事業（主催事業及び共催事業）の収支は以下のとおりである。 (表省略)</p> <p>主催事業は、オペラや音楽教育プログラム等、コンサートと比較して集客力の劣るプログラムを行っているため、13,462千円の赤字が発生している。これに対し、共催事業は共催相手より共催金を受け取る一方で、支出は印紙代等でほとんど発生しないため、7,023千円の黒字である。その他の収支22千円を加えた合計では6,416千円の赤字が発生しており、これを指定管理料で補っている状態である。</p> <p>なら100年会館における指定管理者の自主事業の中には、指定管理者が自らリスクを取って実施する自主財源事業（以下、「狭義の自主事業」と言う。）と、本来市が企画すべき文化振興事業を指定管理者が自主的に企画し実施する事業（以下、「広義の自主事業」と言う。）の2種類がある。広義の自主事業は、本来市が全額費用負担すべきであるが、財政難で事業費を十分に捻出できないため、狭義の自主事業により生じた利益を指定管理者が収受せず、広義の自主事業費に充当している。</p> <p>確かに、なら100年会館では、自主事業に係る収支の負担について仕様書に明確な定めはない。しかし、狭義の自主事業で稼得した利益が全て市の歳入となると、指定管理者は狭義の自主事業をしないほうが業務量の軽減につながるため、積極的に狭義の自主事業を実施しない可能性がある。</p> <p>現在の方法が、指定管理者制度の趣旨から見て妥当であるか改めて検討する必要がある。そのうえで、必要に応じて仕様書等で自主事業の範囲を明確化するとともに、自主事業に係る費用負担、利益の取扱いを定められたい。</p>	文化振興課	措置済	<p>平成31年4月に改訂された指定管理者制度に関する基本方針等に基づき、指定管理者が行う自主事業の事前承認制を令和2年度より実施することとなりました。自主事業の位置づけや費用及び収益の取扱いについて明確化することで、指定管理者のやる気をより引き出せるものと考えています。</p>	令和元年9月1日現在
42	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>3. なら100年会館 ・再委託について 市の契約規則では、50万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項及び奈良市契約規則第17条の2）。総合財団は、市の契約規則に準拠する必要はないが、市の外郭団体であることから従来から慣行的に市の契約規則に基づく金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。</p> <p>しかし、植栽維持管理業務については、当該基準に抵触するにもかかわらず、平成16年度に指名競争入札を実施した際に落札した業者と、継続して平成25年度まで毎年随意契約を締結している。</p> <p>今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、総合財団による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。</p>	文化振興課 財政課	措置済	<p>総合財団では、平成30年度に会計処理規程の改定と契約事務取扱要領を新たに策定しました。その規定等に基づき会計が適正に行われているか、今後も確認を行っていきます。</p> <p>また、再委託につきましても、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき、実績報告書の確認等のモニタリングを継続していきます。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
42	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>3. なら100年会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募について <p>奈良県が平成25年11月に公表した「平成25年度県民アンケート調査報告書」のうち、市が属する北部地域に関する結果は以下のとおりである。 （表省略）</p> <p>当該アンケートの結果を見ると、県北部に居住する市民を含む県民の約半数が一年間に一度も芸術活動及び芸術鑑賞を行っていない。平成24年度の調査結果では同数値は39.7%であり、割合が増加している。芸術鑑賞の内容は映画や絵画鑑賞が多く、コンサートが含まれていると考えられる楽器演奏も比較的多いが、その他は相対的に低くなっている。</p> <p>当該結果だけでは、市民が芸術に費やす時間がないのか、そもそも芸術に興味がないのかはわからないが、文化振興条例にもあるように、市は文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努める必要がある。</p> <p>もちろん全ての市民の意見を反映させた施策は実現不可能であるが、例えばなら100年会館で指定管理者が自主事業として行っているオペラの上演や能楽普及事業等が、真に市民のニーズに合ったものなのか改めて検討する必要がある。ニーズに合っていないのであれば、いくら文化的、芸術的価値の高い事業であっても単なる押しつけであり、市の施策としては採用すべきではない。</p> <p>なら100年会館はここ数年ホールの使用日数が減少しており、入館者数も横ばいである。設置以来継続して指定管理者である総合財団の管理運営及び実施する自主事業が市民のニーズに合致しているか、非公募理由である他の団体では市の施策の推進に重大な支障をきたすのか、問い直す時期に来ている。</p> <p>現在の指定管理者である総合財団のみが、なら100年会館を効果的かつ効率的に管理運営しうる唯一の団体とは考えにくいため、次回以降、指定管理者を公募で指定されたい。</p>	文化振興課	措置しない （見解の相違）	<p>非公募で指定管理者を選定する場合、文化事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要で、あわせて地域の特色を活かした文化・芸術性も重要な観点であると認識しています。</p> <p>奈良市総合財団（前身は奈良市文化振興センター）は、市が100%出資している団体で、なら100年会館の開館以来その使命を自覚し、奈良ならではの地域に根ざした事業に取り組んできました。それが奈良発祥の能楽を子どもたちに伝える「能楽普及事業」や、地元の専門家と協働し、市民合唱団・若手声楽家の育成を行い、万葉文化をテーマとしたオペラの創作などを行う「万葉オペラ」などに結実しつつあり、その取組が歴史文化に根ざした参加型創造事業として高く評価されています。このような事業には醸成の時間が必要であり、20年の取組が今まさに実を結ぼうとしているところから、検討の結果、令和3年度からの指定管理者の募集に当たっても、引き続き非公募といたしました。</p>	令和3年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
45	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>4. ならまちセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業について <p>ならまちセンターでは、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を実施しており、当該事業を自主事業と位置付けている。</p> <p>II 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>3. 文化振興事業に関すること</p> <p>センターの特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事業、その他センターの設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。</p> <p>一方、総合財団が平成24年度に主催した自主事業は以下のとおりである。</p> <p>(表省略)</p> <p>同じく貸館で、総合財団が指定管理者となっている勤労者総合福祉センターや北部会館市民文化ホールでは、以下のように有料で多様な講座を設け、市民サービスの向上に努めているが、ならまちセンターでは上記の4事業しか主催していない。</p> <p>この点、所管課はならまちセンターには会議室等が少なく、各種講座等の事業を実施できる場所が少ないことを理由の一つに挙げている。しかし、ならまちセンターには、市民ホールの他に多目的ホール1室、会議室3室、和室1室があり、多目的ホール2室、会議室3室、和室1室の北部会館市民文化ホールと大差はない。</p> <p>また、ならまちセンターでは、仕様書に記載されている「地域の文化団体との協業による事業」として、自主事業の他に共催事業の開催実績（平成24年度実績9事業58公演）があるとしている。しかし、ならまちセンター内の市民ホールや多目的ホールは、これらの共催事業を開催しても稼働率が50%前後にとどまっている。</p> <p>さらに、後に記載するように総合財団の給与水準は民間団体と比較して高く、その分人件費が総額の1/4以上を占める指定管理料も割高である。</p> <p>以上のように、指定管理者制度導入の趣旨である利用者へのサービス向上及び運営コストの削減について、いずれも十分に達成できているとは言えない。このまま非公募を続けることで、他の事業者からの工夫を取り入れる機会を失い、事業改善の余地が阻まれているとすれば、市民にとって問題である。仮に上記4事業が市民にとって必要不可欠であることが非公募理由であるならば、仕様書にこれらの事業の実施を明記することにより対応可能である。</p> <p>次回より、指定管理者は公募で指定することとし、積極的に他の事業者の参加を求められたい。</p>	文化振興課	措置しない (見解の相違)	<p>非公募で指定管理者を選定する場合、文化事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要で、あわせて地域とともに事業に取り組むことも重要な観点であると認識しています。</p> <p>奈良市総合財団（前身はならまち振興財団）は、市が100%出資している団体で、平成元（1989）年のならまちセンターの開館以来、ならまちの魅力発信のためにエリア内の団体と連携しながら、館を運営しています。また、地域内で行われる「わらべうたフェスタ」など様々な文化事業に協力しながら館独自の事業も展開しています。長い年月をかけて構築してきた協力関係は、地域活性化に不可欠であることから、検討の結果、令和3年度からの指定管理者の募集に当たっても、引き続き非公募といたしました。</p>	令和3年4月1日現在
47	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>4. ならまちセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託について <p>市の契約規則では、50万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項及び奈良市契約規則第17条の2）。総合財団は、市の契約規則に準拠する必要はないが、市の外郭団体であることから従来から慣行的に市の契約規則に基づく金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。</p> <p>しかし、平成24年度に締結した舞台設備運用管理業務は契約額が7,674千円と入札基準に抵触するにも関わらず、随意契約している。</p> <p>確かに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法第167条の2第2項）である場合には、随意契約によることができるとされている。指定管理者は、客席がロールバック式客席という収納型の特殊な舞台機構であり、技術習得面で継続的な習得が不可欠であることを理由にあげている。しかし、ロールバック式客席は全国のホールで広く採用されており、特段特殊な機構ではなく、競争入札に適しないとは言えない。</p> <p>今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、指定管理者による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。</p> <p>また、一年ごとに委託業者が変更になることが利用者にとって支障があると判断するのであれば、複数年契約を前提に再委託されたい。</p>	文化振興課 財政課	措置済	<p>総合財団では、平成30年度に会計処理規程の改定と契約事務取扱要領を新たに策定しました。その規定等に基づき会計が適正に行われているか、今後も確認を行っていきます。</p> <p>また、再委託につきましても、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき、実績報告書の確認等のモニタリングを継続してまいります。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
50	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 5. 西部会館市民ホール</p> <p>・使用料について</p> <p>各ホールで独自の料金体系があり、単純な比較は困難であるが、学園前ホールと席数が類似しているホールについて、平日午後の時間帯の使用料をインターネット及び電話にて調査した。結果は以下のとおりである。</p> <p>比較可能性をもたせるために、来場者から使用料を徴収する等の場合を「使用料徴収利用」、使用料を徴収しない等の場合を「使用料非徴収利用」として、まとめている。また、当日の準備やリハーサルをする時間帯に係る施設使用料を割引している施設は、「当日内準備割引」の欄に「○」を付しており、前日までに限って準備やリハーサルに係る施設使用料を割引している施設は、「前日準備割引」の欄に「○」を付している。</p> <p>学園前ホールよりも使用料が安い施設が2件あったが、冷暖房料を別途加算されるので、総額が逆に高くなる場合もあった。</p> <p>準備利用に割引料金を適用している施設もあるが、土日の利用が中心となるホールでは、土日に準備やリハーサルをされると市民の利用可能性が制限される。準備に伴う割引は、利用の少ない平日や夜間に限って実施し、土日利用は準備やリハーサルであっても通常の使用料を徴収されたい。</p> <p>また、毎年40百万円以上支出が収入を上回っている現状や、今後も引き続き、市民に愛される施設として快適に維持管理していかねばならない費用のことを考えると、他の施設のように冷暖房料を徴収したり、使用料を値上げしたりする等の対応を検討されたい。</p>	文化振興課 財政課	措置しない (見解の相違)	<p>これまで、西部会館市民ホールの使用料について、周辺の類似施設の状況を調査しつつ、同程度の市の施設を利用する際に大きな不公平が出ないように、市民が利用しやすい公営文化施設として適正な使用料を検討してきました。一方、奈良市の進める施設管理の一体化により、令和5年4月1日より公益財団法人奈良市生涯学習財団が指定管理者となりました。これに伴い、より効果的・効率的な運営を図るため舞台業務を大幅に見直し、基本セッティング（式典・講演会対応程度の内容）以上の舞台演出を希望されることで照明や音響スタッフの増員が必要な場合は、増員分の人件費は利用者に負担いただくこととしました。</p> <p>このように利用者には実質使用料の増額負担となっていることから、土日利用の準備・リハーサルに伴う割引規定を廃止することは、市民のさらなる負担増加となるため、措置できる状況にないと判断しました。なお、冷暖房料については、既に使用料に含めて徴収しております。</p> <p>(文化振興課より回答)</p>	令和5年4月1日現在
54	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 6. 北部会館市民文化ホール</p> <p>・再委託について</p> <p>市の契約規則では、50万円以上の委託契約の場合、競争入札によることとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項及び奈良市契約規則第17条の2）。総合財団は、市の外郭団体であることから、規程にはないが、慣行的に市の契約規則に準拠した金額基準により、競争入札か随意契約かを決定している。</p> <p>しかし、平成24年度に締結した舞台設備運用管理業務は契約額が3,929千円と、市の規則に従えば競争入札を行うところ、随意契約している。</p> <p>随意契約は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法第167条の2第2項）など、許されているケースもあるが、あくまで限定的である。そのため、その運用には公平公正な判断が行われていることを示すため、契約締結の決裁文書にて理由を明確にしておかなければならないが、市民文化ホールの舞台設備の運用が現再委託先にしかできないとする理由は明確ではなかった。今後も総合財団が奈良市契約規則に準拠するのであれば、市は総合財団にその旨を内規に追加するように指導するとともに、指定管理者による再委託が適切に行われているかをモニタリングされたい。</p>	文化振興課 財政課	措置済	<p>総合財団では、平成30年度に会計処理規程の改定と契約事務取扱要領を新たに策定しました。その規定等に基づき会計が適正に行われているか、今後も確認を行っていきます。</p> <p>また、再委託につきましても、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき、実績報告書の確認等のモニタリングを継続していきます。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
57	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 7. 勤労者総合福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業について 指定管理者の勤労者福祉センターに係る事業計画書によると、自主事業の部分に「中小企業勤労者福祉共済事業」として、福利厚生事業や貸付幹旋事業が記載されている。しかし、これらは、指定管理者が別途実施している事業であり、勤労者福祉センターの管理運営とは直接関係がない。 自主事業の実施計画には施設を利用した自主事業のみを記載するよう、市は指定管理者へ指導されたい。 	産業振興課	措置済	平成30年度から平成32年度の指定管理者指定申請時には、施設を利用した自主事業のみを記載した事業計画書が提出されました。	平成29年9月30日現在
57	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 7. 勤労者総合福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度調査について 従前は利用者に対するアンケートを実施していたが、現在は行っていない。施設利用者に適宜声かけすることにより要望を聞き取っているとのことであるが、利用者の意見を適時に反映させ、より充実したサービスの提供を図るためにアンケートの実施や意見箱の設置等を検討されたい。 	商工労政課	措置済	直接窓口や手紙での意見が多いというのが現状ですが、利用者ノートを設置し、意見の聴取を行っています。	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
64	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>9. グリーンホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料について 平成23年度の包括外部監査でも意見として記載したように、グリーンホールの稼働率が高くなっているのは、少なからず、市民が有料の公民館の代わりに無料のグリーンホールを使用しているためである。 当該意見に対する現在の市の方針は、 ・現状の指定管理者の管理体制（常駐1名）ではセキュリティの面から料金の出納への対応は困難であること。 ・現在の指定管理期間は平成29年3月31日までであり、使用料を徴収し2名体制にすると協定内容を変更する必要があり、その内容への指定管理者の対応が可能であるかの調整が必要であること。 ・有料化すると指定管理料は最低4,700千円に増額となることが予想される一方で、反対に稼働率は下がると予測され、使用料収入が指定管理料増額分を下回ると考えられること。 <p>上記理由より、直ちに利用料金制を導入することは難しいが、今後、必要性と実行可能性の観点で検討していくとしており、現状の対応では、隣接する公民館との不均衡は何も解決されていない。</p> <p>また、上記項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の指定管理者の管理体制であっても、グリーンホール使用の際に用いる承認申請書と現金收受台帳を利用すること。 ・施錠できるロッカーがあり、他に1名で料金出納を行っている施設があることから、必ずしもセキュリティ面での問題で対応が困難になるとはいえないこと。 ・前回の意見提出から、2年以上の期間が経過しており、調整すべき期間は十分にあったこと。また、他の施設の状況を鑑みると2名体制とする論拠が必ずしも合理的であるとは言えないこと。 ・稼働率を下げないためにどのような利用方法であっても無料で貸し出すということは、本来の施設の設置目的を尊重しているとはいえ、また、近隣の公民館との不均衡は是正されないこと。 <p>などから、市の検討は十分であるとはいえない。グリーンホールについては基本有料化にし、設置目的に合致したより限定的な目的利用の際には、減免する等の対応を早急に検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	平成29年9月議会にて、「奈良市公民館条例の一部改正について」（奈良市議案第95号）が議決され平成30年度からグリーンホールは登美ヶ丘公民館の一部として統合管理、有料化をすることが決定しました。	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
67	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>10. 市美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業について <p>市美術館では、仕様書にある以下の条文に基づき指定管理者が事業を実施しており、当該事業を自主事業と位置付けている。</p> <p>II 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>3. 文化振興事業に関すること</p> <p>市美術館の特色を生かした、芸術文化鑑賞の機会の提供や、地域の文化団体との協働による事業、その他市美術館の設置目的を達成するための事業を自主的に企画し実施すること。</p> <p>一方、総合財団が平成24年度に実施した自主事業は以下のとおりである。</p> <p>① 奈良市美術館自主講座 ② 久保晃作品展 ③ 奈良市児童生徒作品展 ④ 奈良市立幼稚園こども作品展</p> <p>上記4事業の収入のうち、①は外部からの収入であるのに対し、②の大部分（674千円）と③及び④の収入全額は、指定管理料収入である。これは事業を実施するに際して指定管理料を財源としたことを意味する。</p> <p>指定管理者は、①は自主財源のみで運営する狭義の自主事業、②から④は市との仕様書に基づいて自主的に実施した広義の自主事業と区分しているが、①で生じた利益も指定管理料の精算という形で市に納めている。</p> <p>確かに、市美術館では、自主事業に係る収支の負担について仕様書に明確な定めはない。しかし、狭義の自主事業で稼得した利益が全て市の歳入となると、指定管理者は狭義の自主事業をしないほうが業務量の軽減につながるため、積極的に狭義の自主事業を実施しない可能性がある。</p> <p>現在の方法が、指定管理者制度の趣旨から見て妥当であるか改めて検討する必要がある。そのうえで、必要に応じて仕様書等で自主事業の範囲を明確化するとともに、自主事業に係る費用負担、利益の取扱いを定められたい。</p>	文化振興課	措置済	<p>平成31年4月に行われた指定管理者制度に関する基本方針等の規程についての整備に基づき、指定管理者が行う自主事業の事前承認制を来年度から行うこととしました。自主事業の位置づけや費用及び収益の取扱いについて明確化することで、指定管理者のやる気をより引き出せるものと考えています。</p>	令和元年9月1日現在
67	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>10. 市美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方について <p>平成24年度の包括外部監査でも意見としたように、市は指定管理料の他に賃料及び共益費として24百万円/年を支払っている。常設展示がなく、ショッピングセンター内のギャラリーのような共用スペースの利用を市の負担で続けるべきか疑問がある。多額の賃借料を支払っている事実を勘案して、少なくとも市所有建物への移転を検討されたい。</p>	文化振興課	措置しない (見解の相違)	<p>移転について検討しましたが、市所有建物で美術館と同程度の面積を捻出することは困難です。加えて、絵画・書・写真等の市民の文化活動の発表の場のニーズは高く、市域の中心部にある立地の良さと商業施設内にあることで美術館以外の利用で訪れた方の集客も見込めるといったメリットがあることから、現在の立地で継続することといたしました。</p>	平成30年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
71	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 11. 奈良町からくりおもちゃ館 ・公募期間について 公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。 しかし、平成24年度に実施されたからくりおもちゃ館の指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月30日から10月21日までで、1ヶ月を下回っていた。 公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。</p>	奈良町にぎわい課	措置済	平成28年度において次の指定管理者を募集する際に、申請受付期間を1ヶ月以上（平成28年8月19日～平成28年9月20日）確保しました。	平成29年3月31日現在
71	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 11. 奈良町からくりおもちゃ館 ・モニタリングについて 公募の際の選定委員会による審査項目表上では、申請団体の財政基盤は脆弱であると判断されていたのに対し、モニタリング指針に基づき実施された一年目の指定管理者評価表上では、健全で安定的な財務状況であると判断されている。 このように評価が異なるのは、公募の際の審査の選定委員会と、モニタリング指針に基づく所管課のモニタリングで着眼点が大きく異なることに他ならないと考えられる。 すなわち、選定委員会では、申請団体が設立されて間がなかったことや収支予算書の収入が低額であったことから財政基盤が脆弱であると判断したのに対して、モニタリング時には、所管課が会計専門の担当を設置して適切に会計処理していることから健全で安定的な財務状況であると判断しているのである。 一般的には、貸借対照表で現預金や資産、負債等の額に基づき各種財務指標を計算し財務状況の健全性を判断することが多いが、以下のように平成23年度及び平成24年度の貸借対照表を見ても、正味財産が160千円増加したのみで、財政基盤の大きな変化はないにもかかわらず、結論が全く逆である。 所管課が言う適切な会計処理は、財務状況の安定性とは関係がないため、次回以降は、貸借対照表等をもとに財務状況の安定性を判断されたい。</p>	奈良町にぎわい課	措置済	モニタリング指針に基づき実施する指定管理者の評価については、指定管理者の貸借対照表等をもとに急激な財務状況の変化が無いことを確認し、健全で安定的な財務状況であると判断しています。	平成26年9月30日現在
78	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 13. 柳生の里観光施設 ・モニタリングについて 現在、旧柳生藩家老屋敷では展示物等の入れ替えは行われていない。また、旧柳生藩陣屋跡の案内板は劣化が激しく、文字を読むことが困難な状況であった。さらに、上述したように指定管理者が満足度調査等を実施しているわけではないため、市主催ツアーのアンケート結果が、柳生の里観光施設自体のサービス向上に十分に寄与するかは不明確である。 また、市のモニタリング結果の総合評価の指定管理者に対する指示・指摘事項では、「利用の促進、サービスの向上を目指して、積極的に観光案内、誘客イベント等を実施することを指導している」との記載があるが、指定管理者制度の趣旨からすると指定管理者自らが率先して観光案内、誘客イベント等を実施する必要がある。 指定管理者自身がイベントを実施したり、アンケートを積極的に活用し、ニーズを募るとともに積極的に利用者数を把握するとともに、市としては、当該利用者数の増加をモニタリング項目の1つに加え、指定管理者の実施内容に注視すべきである。</p>	観光振興課	措置済	<p>平成27年度中に、指定管理者が「ご意見ノート」や「アンケート」を設置し、来場者の意見をとりました。家老屋敷を感じることで良くなったなどの意見が多い中、落ち着いた雰囲気や、何度も流れる音声ガイドが壊すとの意見をもとに、音声ガイドを流す回数やタイミングに配慮するなど、より良い運営を模索し、来場者数増加に努めました。 誘客事業の実施については、旧柳生藩陣屋跡での「柳生さくら祭」を開催しているほか、平成27年度に、市と指定管理者が協力して観光コンテンツを作り、これを民間旅行会社に提案し、民間旅行会社がツアーを造成しました。</p>	平成28年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
78	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 13. 柳生の里観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募期間について 公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。 しかし、平成24年度に実施された柳生の里観光施設の指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月3日から9月21日までで、1ヶ月を下回っていた。 公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。 	観光振興課	措置済	平成30年4月1日～35年3月31日の「柳生の里観光施設」指定管理者を公募するにあたり、申請受付期間を平成29年9月1日～10月2日で設けました。	平成29年9月30日現在
82	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 14. 鴻ノ池球場等30施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業について 現指定管理者の総合財団は基本的に自主事業で利益を出してはならないと考え、平成24年度の事業報告書上、自主事業の収支差額はゼロとしている。しかし、実際には常に収支がイコールになるような計算方法を行っている。 自主事業収支及び指定管理料精算額の計算方法は以下のとおりである。 (表省略) 上記方法によると、自主事業により生じた利益を、指定管理料を精算することにより市に返還していることになる。 そもそも、30体育施設の仕様書では自主事業に関する明確な取り決めがない。総合財団は仕様書の「業務の範囲」に記載されている「施設の設置目的を達成するための事業を企画・実施すること。」を自主事業の根拠としている。しかし、自主事業に関する費用負担や自主事業で生じた利益がどちらに帰属するかは記載されておらず、自主事業で利益を出してはいけないという不文律のもと、従前より慣行的に上記のような計算方法が行われているのである。 当該計算では施設管理に係る収支と自主事業に係る収支が明確に区分されておらず、施設の維持管理にどのくらいのコストが生じているかが把握できない。市は仕様書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導されたい。 	スポーツ振興課	措置済	令和2年度から市の仕様書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導しています。	令和3年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
83	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 14. 鴻ノ池球場等30施設 ・施設のあり方について 30体育施設の多くは設置後数十年が経過し、施設の各所で大規模な修繕が必要であるにもかかわらず、財政難で年々予算が削減されており、施設の修繕費が思うように手当てできない状況が続いている。例えば、施設の所管課であるスポーツ振興課の平成25年度修繕費予算は4,800千円であり、億単位の支出が見込まれる大規模修繕は全く行える状況にない。 現状では、30体育施設全てを適切に維持管理することは困難である。そのため、まず今後の人口予測や地域の状況、施設の利用状況等をもとに、体育施設を統廃合し、存続させる体育施設の維持修繕計画を策定し、施設のライフサイクルコストを見積もる必要がある。 次に、コストのどれだけを利用者に負担してもらうかという視点が必要となる。受益者負担の観点からは施設利用者による一定の負担、場合によっては使用料の値上げを求めることになる可能性がある。値上げした場合、利用者の反対や一時的な使用料収入の減少が想定される。しかし、例えば使用料収入の一部を将来の施設修繕のために基金として積み立てる等の措置を講じ、施設を維持管理し、将来的により魅力的な体育施設にし、市民ニーズに応えていくことで、一定の負担について理解を得る方策を検討されたい。 施設の統廃合の検討、維持・修繕計画の策定、使用料の見直しの可否の検討、修繕積立基金の検討を実施されたい。</p>	スポーツ振興課 資産経営課	措置しない (見解の相違)	<p>使用料の見直しについては、受益者負担の観点から施設利用者による一定の負担は必要であり、市全体の使用料の見直しの過程で進めていくこととします。また、修繕積立基金については、本市の厳しい財政状況を考慮すると、原資の積立は厳しい状況であり、また、改修等を行った施設の便益は後世の住民も受けることから、世代間の負担の公平化が可能な地方債で対応することとします。 なお、今後、スポーツ施設ごとの長寿命化計画を策定し、予防保全による長寿命化を行っていきます。</p>	令和2年9月30日現在
83	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 14. 鴻ノ池球場等30施設 ・公募について 指定管理者は、自主事業の拡充等、指定管理者制度導入当初に目指したより効果的な施設運営が行えていない。 また、後述するように現指定管理者である総合財団の給与は民間団体と比較しても高い。指定管理料総額は年々低下傾向にあるが、その中で大きな割合を占める人件費は、総合財団職員の給与体系が財団統合前から変更されていないため、抜本的なコスト削減には至っていない。 このような指定管理者制度導入の趣旨であるサービス向上及びコスト削減を達成できていない団体を非公募で指定管理者にする合理的な理由はない。体育施設については、他の自治体でも大手スポーツ用品メーカーやスポーツジムの運営会社等の民間団体が公募により指定管理者に指定されている。総合財団が30体育施設の管理運営を行い得る唯一の団体であるとは考えにくいいため、次回以降、公募により指定管理者を指定されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>平成27年度から指定管理者の選定については、公募による募集がより効果的である施設において公募を行いました。 ・鴻ノ池陸上競技場等3施設 ・南部生涯スポーツセンター等6施設</p>	平成26年9月30日現在
84	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 14. 鴻ノ池球場等30施設 ・公募方法について 市はコスト削減効果を狙って30体育施設を一括して指定管理者を指定している。しかし、それは非公募で総合財団を指定管理者とする前提のもとで成り立つ論理であり、公募の場合、30体育施設を一括することは逆に参入障壁となる恐れがある。そのため、公募の際には、多様な団体が公平な条件で競争できるように地域別、用途別等で細分して公募されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>平成27年度から指定管理者の選定については、30施設のうち公募による募集がより効果的である施設において公募を行いました。 ・鴻ノ池陸上競技場等3施設 ・南部生涯スポーツセンター等6施設</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
87	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 15. 中央武道場等4施設 ・自主事業について 平成24年度の収支決算書では、327千円の繰越収支差額があり、その内訳は自主事業の収支△138千円、自動販売機収入等の雑収入465千円である。スポーツ振興課が所管する施設のうち、30体育施設は雑収入を指定管理料の精算という形で市に納めているが、武道4施設は指定管理者側の収入とし、同じスポーツ振興のための施設でありながら取扱いが異なっている。総合財団への統合後も会計処理、自主事業の取扱いが統合前の各財団の取扱いのまままで統一されていないことが原因である。 武道4施設の仕様書も、30体育施設と同じく「施設の設置目的を達成するための事業を企画・実施すること。」のみ記載され、自主事業に関する明確な取り決めがない。市は仕様書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	令和2年度から市の協定書等において、自主事業を定義付けるとともに、費用負担、利益の取扱いについて明確に定め、指定管理者が指定管理業務と自主事業に係る収支を明確に区分するように指導しています。	令和3年4月1日現在
89	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 16. ならやま温水プール ・指定管理料について 平成23年度に開催された指定管理者選定委員会において、指定管理者が提示した指定管理料は41,820千円であった。一方、平成25年度の屋内温水プールにかかる指定管理料の予算は43,400千円となっている。 増加要因は、主に指定管理者の人件費の年次昇給である。屋内温水プールにかかる指定管理料は年度末に精算されるとはいえ、競争原理の働かない非公募で指定管理者を指定している以上、提示金額より高い指定管理料を支払うのであれば、市民に納得がいくような理由が必要である。 指定管理者の昇給金額が要因で、指定管理料を増額することについて、市民の納得が得られるのか疑問が残る。したがって、指定管理料の予算について厳密に精査されたい。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	外郭団体の職員の年次昇給及び給与額については、市の予算編成方針で決定します。そのため、人件費以外の物件費について、直近の決算額と予算額を比較検証し、差額の大きなものについては、その要因を分析し、次年度の取り組みに必要な適正金額を厳密に精査した上で予算額を決定しています。	平成29年9月30日現在
90	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 16. ならやま温水プール ・公募について 屋内温水プールは、総合福祉センター内にあり、障がい者に配慮したプールである。しかしながら、屋内温水プールは奈良市体育施設条例に基づいて設置されており、障がい者専用のプールではない。したがって、非公募ではなく、公募を行い、プール管理の専門知識を保有している民間企業等が参入する機会を与えることを検討されたい。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>ならやま屋内温水プールは体育施設ではありませんが、総合福祉センター内にあり、障がい者に配慮した施設です。指定管理者と障がい者との信頼関係を途切れさせないため、設備の一部をセンターと共有していることから、センターと同一の管理者で運営を継続する必要があると考えます。 また、施設についても開館から30年が経過し、老朽化が著しい状況ですが、財政上施設の大規模な更新は難しく、修繕で対応しています。このような状況であるため、公募による民間企業等の参入は難しいと考えます。</p>	平成30年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
90	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 16. ならやま温水プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料について <p>屋内温水プールは個人使用の場合、大人1回につき600円、小人1回につき300円の使用料を徴収している。一方、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者（以下、「障がい者等」という。）が使用する場合は使用料は無料である。</p> <p>平成20年度から平成24年度のプール利用者の状況は以下のとおりである。 （表省略）</p> <p>奈良市体育施設条例において、障がい者等が使用する場合に使用料が無料となる施設はプールのみである。その結果、施設の維持にかかる金額はおよそ年間40百万円かかるにもかかわらず、使用料収入はわずか8百万円である。</p> <p>受益者負担を考慮し、障がい者等から料金を徴収することを検討されたい。</p>	スポーツ振興課	措置しない （見解の相違）	<p>施設を運営管理するうえで、受益者負担の考えは必要と考えますが、奈良市は「福祉のまちづくり」を推進しています。</p> <p>総合計画においても「障がい者の社会参加と自立支援」という目標を掲げ、スポーツ分野においても活動への積極的に参加する意欲を高めることとしています。水泳は道具をあまり必要とせず、身体への負担も少ないことから始めやすいスポーツです。少しでも長く継続してもらうために、この制度は継続することが必要であると考えられるため、今後も無料を継続する方針です。</p>	平成29年9月30日現在
91	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 16. ならやま温水プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方について <p>屋内温水プールは、昭和63年の設置以降、大規模修繕は行われておらず、施設の老朽化が進んでいる。現地調査に行った結果、設備も古くなっており、修繕の必要があるものが見受けられた。</p> <p>平成25年度の市スポーツ施設51箇所の修繕費の予算はわずか4,800千円しかなく、市の財政状態を考えると、今後修繕費の予算が大幅に増加することは考えにくい。しかしながら、このまま老朽化が進むと、施設利用者の安全面に支障をきたす可能性がある。したがって、屋内温水プールについて、廃止も含め、今後のあり方を検討すべきである。</p>	スポーツ振興課 資産経営課	措置済	<p>ならやま屋内温水プールは、昭和63年の開館以来、市民に親しまれてきましたが、施設内の柱脚部分の劣化が著しいことに加え、建物躯体やろ過機、ポンプ等の設備の故障など施設全般の経年劣化が進行しています。このような状況で安全に安心して利用できるプールとして運営することが困難であるため、令和元年10月より休館しており、専門家における緊急調査結果を参考に、施設自体のあり方などについて検討し、奈良市スポーツ審議会で廃止はやむを得ないと判断されています。当プールは総合福祉センター内の一施設として設置されていることから、総合福祉センター全体の方向性を考慮した上で代替手段について検討しています。</p>	令和3年4月1日現在
95	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 17. コミュニティスポーツ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方について <p>入館者数が1万人未満の施設が7施設あり、そのうち4施設が5,000人未満である。施設はいずれ、老朽化し、維持修繕費はますますかさみ、建て替えの必要も出てくる。利用者が少ない施設に税金を投入し続けることについて、再検討すべきである。施設の存廃や、地元の自治会等への移管も検討されたい。</p>	スポーツ振興課 資産経営課	措置済	<p>コミュニティスポーツ施設については、施設の統廃合、地元の自治会等への移管及び長寿命化も含めた施策を進めていくこととしました。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
95	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 17. コミュニティスポーツ施設 ・指定管理者への指導について 自治会等を指定管理者としている場合、不慣れが原因で会計管理者が会計処理を誤るおそれがある。今回現場視察及び証憑突合を実施した6施設についても、4施設で誤った会計処理がみられた。 年度の早い時期に会計管理者を集めて指定管理者制度の趣旨や指定管理料の用途等について講習を実施する、指定管理者から収支決算書を受領する際に支出項目と領収書等を照合する等して、適切な会計処理が行われるようにすべきである。 また、会計処理業務の軽減化のため、全施設で発生する水道や電気料金等については、市がまとめて支払うことも検討されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>指定管理者には、適切な会計処理の指導を徹底していきたいと考えています。 また、決算時には、適切な会計処理が行われているか領収書等の提出の指導を行っています。 なお、光熱水費を市で集約し支払うことについては、指定管理者の事務の軽減にはなるとは思いますが、使用料の支払業務が、施設を管理するという自覚を促し、節電・節水等へつながると考えるため、そのような措置はする必要はないと考えます。</p>	令和元年9月1日現在
95	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 17. コミュニティスポーツ施設 ・再委託について 受付や清掃業務を周辺住民に再委託しているが、施設ごとに委託金額がまちまちである。業務内容が各施設に大きく乖離しているわけではないので、市で定める等して、全施設で均一な金額とすべきである。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>コミュニティスポーツ施設については、地元住民のボランティア等の協力により安価で管理運営ができているため、今後も基準は設定しません。</p>	平成26年9月30日現在
101	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 19. 都祁生涯スポーツセンター ・所管課について 同じ都祁地域内にありながら、都祁体育館の所管課は都祁行政センター地域振興課、都祁生涯スポーツセンターの所管課はスポーツ振興課である。都祁体育館の所管課は、平成23年度より従来のスポーツ振興課から都祁行政センター地域振興課に移管されたが、都祁生涯スポーツセンターに関しては設立からまだ日が浅いこともあり、引き続きスポーツ振興課が所管することとなった。 現在、体育館と生涯スポーツセンターの指定管理者はいずれも総合財団であり、当該二施設の事務長を一人の職員が兼任しているため、所管課を統一することにより、管理の効率化、情報の一元化等が期待できる。 同じ都祁地域内に存在し、そのうえ類似の設置目的をもつ二つの施設の所管課を別にするに利点があるとは言いがたい。都祁という地域性を重視するなら都祁行政センターが、スポーツ施設という施設の目的を重視するならスポーツ振興課が所管するのが望ましいと思われるが、市は所管課の選定方針を明確にしたうえで、当該二施設の所管課統一を検討すべきである。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>平成31年4月1日から、都祁生涯スポーツセンターは都祁体育館とともに都祁行政センター地域振興課の所管となり、管理の効率化、情報の一元化を図りました。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
102	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 19. 都祁生涯スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実施は行っていない。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	前所管課であるスポーツ振興課において既に指導済みであり、定期的に備品台帳と現物を突合させています。今後も定期的に備品台帳と突合し、報告を行うよう指導しました。	令和元年9月1日現在
102	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 19. 都祁生涯スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度調査について <p>現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができていないかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者にPDCAサイクルを構築するよう指導されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	利用者アンケートを実施し、職員の対応や施設・設備の不具合、要望など改善すべき事項を把握し、施設の整備やより良いサービスの向上に活用するため、平成29年度からの予算要求や事業計画提案等に反映させるようなサイクルを構築しました。	平成29年9月30日現在
102	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 19. 都祁生涯スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募期間について <p>公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。</p> <p>しかし、平成24年度に実施された都祁生涯スポーツセンターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月3日から9月21日までで、1ヶ月を下回っていた。</p> <p>公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。</p>	スポーツ振興課	措置済	平成29年度の都祁生涯スポーツセンターの指定管理者の選定方法を公募で実施することになり、指定管理基本方針に沿って、申請の受付期間を1ヶ月以上の期間を設けました。（平成29年8月25日から9月26日まで）	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
105	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 20. JR奈良駅第1及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場</p> <p>・再委託について 基本協定書第14条で主要な管理業務の再委託は禁止されている。これは、再委託は、指定管理者の責任範囲があいまいになる、より低い労働条件を再委託先に強いる等の問題を抱えていることや、業務の主要な範囲を再委託するのであれば、市は指定管理者ではなく再委託先と直接契約し、中間マージンを節約したほうがよいことなどによる。 奈良駅前駐車場では、平成24年度の指定管理料77百万円のうち、49百万円をかけて車両の誘導、駐車料金の徴収、駐車場の機械操作管理業務などの業務を再委託している。一方、指定管理者が行っているのは事務所からの駐車料金の回収や業務日報の作成等の業務である。業務量やコストを総合的に勘案して、指定管理者と再委託先の実施業務のいずれが主要な業務であるかを改めて検討する必要がある。 この点、所管課は、市街地開発㈱は市街地再開発事業により建築される建築物の管理運営及び関連する施設を運営するために市が100%出資して設立した会社であり、再開発事業の関連施設を一体として管理するために市街地開発㈱を非公募で指定管理者にしているとのことである。 しかし、すでにJR奈良駅前再開発の契機となった世界建築博覧会は平成11年に中止が決定しており、JR奈良駅前の再開発事業は実質的に失敗に終わっている。設立目的が半ばなくなった会社を市がいつまで所有し続けるのか、検討する必要がある。 現指定管理者を非公募で奈良駅前駐車場の指定管理者とする合理的な理由が見いだせないため、実質の業務を行う再委託先と直接契約することの方が合理的かどうかについて、市民に説明できるよう検討されたい。</p>	<p>土木管理課 文化振興課 産業政策課</p>	<p>措置しない (対応不可 能)</p>	<p>JR奈良駅第1及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場については、平成31年4月1日から公募により選定された日本パーキング株式会社が指定管理者となり駐車場の運営を行っています。 再開発事業により建設されたJR奈良駅前再開発第1ビルは、現在でも運営及び活用されており、また、再開発事業についても、一定の成果をあげて完了しています。市街地開発株式会社においては、経営改善に努めながらサブリース事業としてのテナント誘致活動を精力的に行ったことにより、平成30年度は黒字経営を実現しています。市街地開発株式会社につきましては、権利者との契約もあり早期の対応は難しいものの、テナント誘致等による収入確保などの経営改善や事業の見直しを行いながら、今後の方針について検討してまいります。</p>	<p>令和元年9月1日現在</p>
106	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 20. JR奈良駅第1及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場</p> <p>・収支決算書について 料金収受代行制を採用している指定管理施設では、通常仕様書に指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っているが、市街地開発㈱が指定管理者となっている奈良駅前駐車場及び西部会館駐車場の仕様書には精算条項が入っていない。そのため、市街地開発㈱から提出された平成20年度から24年度の予算書と決算書の支出は、費目及び金額が全く同じである。 決算書に発生した費用の内容及び金額が適切に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断することができない。市は指定管理者に実際の費目及び金額を記載するように指導されたい。</p>	<p>土木管理課 文化振興課</p>	<p>措置済</p>	<p>JR奈良駅第1及び第2駐車場については、平成31年4月1日から公募により選定された日本パーキング株式会社が指定管理者となり駐車場の運営を行っています。 また、方針の変更により駐車料金の取扱いを利用料金制としたことから、今年度からは指定管理料は発生していませんので、ご指摘の指定管理料の使途及び金額の妥当性の判断について市としては行わず、収支に関しては指定管理者の裁量となりました。 なら100年会館駐車場については、平成31年4月1日から公募により選定された日本パーキング株式会社が指定管理者となり駐車場の運営を行っています。 指定管理者には決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指示しており、令和元年度の決算報告から適切に作成されていることを確認しました。</p>	<p>令和2年4月1日現在</p>

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
109	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>21. 西部会館駐車場</p> <p>・再委託について</p> <p>奈良駅前駐車場の項でも述べたように、再委託は様々な問題を抱えているため協定書で主要な管理業務の再委託は禁止されている。</p> <p>西部会館駐車場でも、平成24年度の指定管理料26百万円のうち、16百万円をかけて車両の誘導、駐車料金の徴収、駐車場の機械操作管理業務など主要な業務を再委託している。一方、指定管理者が行っているのは事務所からの駐車料金の回収や業務日報の作成等の業務である。業務量やコストを総合的に勘案して、指定管理者と再委託先の実施業務のいずれが主要な業務であるかを改めて検討する必要がある。</p> <p>現指定管理者を非公募で西部会館駐車場の指定管理者とする合理的な理由が見いだせないため、実質の業務を行う再委託先と直接契約することの方が合理的かどうかについて、市民に説明できるよう検討されたい。</p>	西部出張所総務課 産業政策課	措置しない (見解の相違)	<p>西部会館駐車場の指定管理について公募すべく、業務詳細を現指定管理者に聴取し、サウンディング型市場調査で確認したところ、現在の指定管理料では当該施設の管理対応は難しいとの回答がありました。また、利用料金の改定についても、現状の地下駐車場の仕様と利用状況から、公共施設に求められる価格設定の妥当性を踏まえて検討しましたが、利用料金制による運営は当駐車場には適さないと判断しました。</p> <p>公募できない主な理由として、地下駐車場の仕様、公共施設としての収益性、建物管理との調整が挙げられます。</p> <p>地下駐車場の立体駐車場部分の機械は設置された当時のものであり、機械の修繕等ができる事業者が限定されており、修繕費用を下げられません。また、立体駐車場は、車高が1.55mまでの制限があり、利用車両の80%がそれ以上の高さであるため、平面駐車場（7台）を利用せざるを得ません。よって、係員が車両、利用目的を選別する必要がありますが、近隣の民間駐車場の利用を促すこともあります。また、立体駐車場の故障、事故が発生した際には、復旧するまで長時間利用できず、利用者への説明、送迎、車両の運搬が必要になります。</p> <p>収益性の観点からも立体駐車場は、入庫した機械からの出庫しかできないため、1台の入出庫に時間がかかり、1時間当たりの利用可能台数は7台～8台が限度です。当該駐車場は西部出張所利用の短時間利用者がほとんどであり、平面駐車場を優先的に利用している状況のため、料金設定の改定による収益性の確保ができません。</p> <p>また、駐車場の管理業務には機械室等の共用部分が含まれ、共有部分である荷捌き場の使用にはビル管理会社（市街地開発株式会社）との調整が必要となります。</p> <p>以上のように、現指定管理者だからこそ対応可能な指定管理料となっています。結果、人件費部分は再委託となっていますが、その部分のみを切り離して公募はできないと考えます。</p>	令和3年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
109	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 21. 西部会館駐車場 ・利用料金について 立地がよいにも関わらず、稼働率が低い要因は、自動車が出入りできる時間帯が限定されていることに加えて、駐車料金が近隣の民間駐車場と比較して高いことにある。それにもかかわらず、同じ指定管理者が管理運営している奈良駅前駐車場のように料金改定を積極的に行えない理由は、収容台数が少ないことに加えて、市の施設を利用するために駐車場を無料で利用する者が大半を占めるからである。 この点、公共施設を利用するのであるから駐車料金も当然無料であるべきという考え方もあるが、施設の広い敷地の一部を利用した青空駐車と異なり、建物を建設し、常駐の駐車場管理者を置くなど、日常のランニングコストがかかるだけでなく、修繕費コストも多額に必要とすることを考えると、利用方法について再検討する必要がある。 駅前の利便性の高い場所に駐車をして無料とするのは経済合理性に欠ける。他市の公共施設の駐車場の利用方法なども勘案し、公共施設利用者からも徴収することを検討されたい。</p>	西部出張所総務課	措置しない (見解の相違)	<p>西部会館は公共施設（西部出張所・西部公民館・市民ホール）を含む複合施設となっており、当該駐車場は、公共施設利用者を主たる対象者とし、その利便性を優先して運営されています。当該駐車場の設置目的は、奈良市営駐車場条例第1条で「交通渋滞の原因となる路上駐車解消による道路交通の円滑化」及び「市民の利便に供するため」と規定されており、収益を上げることのみを目的に設置された施設ではありません。公共施設利用者からも使用料を徴収することとした場合、周辺の路上での違法駐車が増え、学園前駅周辺で交通渋滞が発生し、条例の当初の目的にそぐわないと考えます。また、西部会館は、災害時の避難所、期日前投票所、福祉関係の申請の受付場所等としても活用されており、高齢者・障がい者・乳幼児を連れた保護者等が駐車場を利用されることが多く、他の公民館や本庁の駐車場が無料であるなかで当該駐車場だけを有料とすることは、市民サービスの公平性の確保及び全庁的な使用料の基準の見直しを必要とします。また、他都市の駐車場も受益者負担の観点から有料化されているところはありますが、公共の用務については1時間以内無料となっているところがほとんどです。また、当該駐車場の設備は、駐車場進入車線が1車線であることや、地下の機械式駐車場（バレット式）であること、車両の高さ制限や利用時間の制約があることから、円滑に稼働させることが困難であり、時間貸し駐車場になじまないため、使用料を見直すことが収益増加に直接反映するものではないと考えます。維持管理コストを反映し使用料金を値上げした場合、利用しやすい民間の平面駐車場を利用される方が増えることとなり、収益の増加にはつながらないと考えます。施設の修繕コスト等を考慮すると、駐車場の運営方法を再検討する必要があるとありますが、公共施設利用者の利便性を優先した運営のため、現在の使用料が設定されたものであり、使用料の改定については、市民サービスの公平性の確保も必要であるため、西部会館駐車場のみでの改定は困難であると考えます。</p>	令和元年9月1日現在
112	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 22. 転害門前観光駐車場 ・募集要項について 指定管理者が提出した事業計画書の中で、お客さまへのサービスの充実・利便性の向上及び駐車場の利用率向上の一環として、駐車場ご利用案内看板の設置が提案されていた。 しかし実際には、「奈良市屋外広告物条例」及び「奈良市屋外広告物条例施行規則」により、塀・垣広告物を設置する際の基準が設けられており、指定管理者が想定する看板の設置は不可能であった。このような情報は指定管理者が募集の判断に資するものであるため、市は、事業運営上関係すると考えられる法令、各種規制等を、参考として募集要項に記載すべきである。</p>	奈良町にぎわい課	措置済	<p>平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の奈良市転害門前観光駐車場指定管理者を平成29年9月1日から平成29年10月2日まで募集しました。その際の奈良市転害門前観光駐車場指定管理者募集要項第3条4項にて奈良市屋外広告物条例の遵守を記載しました。</p>	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
112	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 22. 転害門前観光駐車場 ・使用料について 転害門前観光駐車場は、平成25年4月1日より以下のように使用料の改定を行っている。 (表省略) 市は、使用料の引き下げによる誘致増加及び平成25年度に予定する「きたまち転害門観光案内所」の開所による奈良きたまち地域への観光客の増加、及び看板等による一定の誘致増加効果見込みを試算した結果をもとに、料金の改定を行っている。なお、改定後の使用料は、民業圧迫とならないよう周辺地域の使用料と同程度の設定となっている。</p> <p>一方で、上記のとおり、当初設置を予定していた看板の設置は不可能であったこともあり、現状の利用台数は以下のように当初試算を下回っている。また、定期利用者台数10台を前提として試算する一方で、当該駐車場の設置目的が観光客の利便性を促進するものであるため、駐車可能台数の1割強である3～5台程度の定期利用を現実的な目標としている等、試算の前提条件が実態と乖離する部分も見受けられた。</p> <p>転害門前観光駐車場の使用料は市の収入となるため、市としては今後も利用台数についての推移を把握し、当該使用料設定が妥当であるかの確認を行い、使用料の再改定が必要であるかの確認を行う必要がある。</p>	奈良町にぎわい課	措置済	<p>転害門前観光駐車場の利用状況については、平成24年度と平成25年度を比較したところ、利用料金の引き下げや指定管理者の努力もあり利用台数が4割ほど増加した一方、利用料金を引き下げたことで市の収入は微増にとどまりました。</p> <p>平成26年度以降も利用料金の改定は行わず利用台数の推移を見守った結果、利用台数・収入ともに平成26年度は対前年度比で増加し、平成27年度も9月末時点で前年9月末までの実績を上回りました。</p> <p>したがって、今後も引き続き増加が望めることから、現時点では使用料の再改定は行なわず、現在の使用料設定が妥当であると判断しました。</p>	平成27年9月30日現在
118	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 23. 自転車駐車場 ・利用料金制について 現在、施設の使用料は指定管理者が徴収を代行して市の収入とする、收受代行制を採用している。收受代行制の下では、指定管理者は指定管理料の範囲内で業務を行うことから、経費削減のインセンティブはあっても利用者増加のインセンティブは存在しないことになる。</p> <p>収支の状況、施設の利用状況に記載したとおり、高の原地区は開発から一定期間が経過したことで自転車を利用する世代が減少し、利用者、収入ともに減った結果、平成24年度には事業全体から得られる利益が6,884千円まで低下している状況にある。今後、さらに利用者が減少していくリスクを勘案すると、利用料金制を採用することで赤字リスクの負担を避け、民間のアイデアや工夫を活かして利用者の増加、もしくは減少幅を抑制することが可能になると考えられる。</p> <p>また、年間70万円以上の現金収入を指定管理者に收受させていることから、現在、市としては盗難、紛失等のリスクへの対応が求められているが、利用料金制を採用すれば当該リスクを負わない点もメリットであると考えられる。</p> <p>自転車駐車場について利用料金制の導入を検討されたい。</p>	交通政策課	措置しない (見解の相違)	<p>包括外部監査の意見は、本事業から得られる利益の減少傾向による赤字リスクの回避のため利用料金制の採用を指摘していますが、この利益計算において支出に指定管理料とともに自転車駐車場の借地料を含めています。現状のまま利用料金制を採用すると借地料を負担してもなお赤字になる利用料金を指定管理者に利益として提供する上市の借地料負担だけが残るため現状での利用料金制の採用は受け入れることができません。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
121	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 24. 老人福祉センター ・公募期間等について 市は老人福祉センターの指定管理者について、平成25年度からの指定期間で初めて公募を実施した。 まず、平成24年9月1日に奈良しみんだよりにて、次に平成24年9月3日に市のホームページにて募集要項等を公表し、公募受付期間は平成24年9月3日から28日までであった。 指定管理基本方針には、指定管理者を公募する際の公表の方法は記載されているが、公表の時期までは記載されていない。しかしながら、初めて公募で指定管理者の指定を行う施設ということを考えると、受付開始の直前の公表は時期が遅いと考えられる。 公表が遅くなった理由は、公募する施設を一括して奈良しみんだよりに公表するという市の方針があったためである。公平性の観点からは、公表は公募受付期間の直前ではなく一定期間を設ける必要がある。また、公募受付期間についても、より長い期間を設定する等多くの団体が応募しやすいように工夫をすべきである。</p>	長寿福祉課	措置済	<p>公募受付期間を平成29年9月1日から29日に設定し、受付期間の開始前にホームページにて募集要項等を公表しました。</p>	平成29年9月30日現在
121	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 24. 老人福祉センター ・公募方法について 老人福祉センターは、東西南北の4ヶ所の施設について、一括で公募により平成25年度から5年間の期間で指定管理者を指定している。しかしながら、それぞれの施設は必ずしも同じ指定管理者である必要はない。むしろ、施設毎に公募をした方が、参入障壁が低くなり、他の団体も応募をする可能性が高くなる。 今後、老人福祉センターの指定管理者を指定する際には、一括して公募した際のコスト削減効果及びサービスレベルの均質化と、分割して募集した際の参入障壁の低減及びそれに伴う多様な事業者の応募による競争性を考慮して、ふさわしい方法で公募されたい。</p>	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	<p>現在、老人福祉センターは、課からの指示事項を各センター間で共有し改善を図ったり、指定管理者である法人の施設管理部門の長と各センター長とで毎月センター長会議を開いて運営方針を共有し、日常業務においても、部屋の貸出などで例外的な事案があった際にはセンター同士で連携をとり共通認識を持ち、センターによって取扱いに違いが出ないように、一体の施設として運営を行っていただいています。 また、イベント等で人手が足りないときには、センター間で職員を融通するなど、臨機応変な対応が可能となっています。 各センターで指定管理者が異なると、現在のように密な連携は図れず、市民サービスの低下にもつながると考えますので、同一の指定管理者が管理運営を行うべきと考えます。</p>	平成26年9月30日現在
124	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 25. 総合福祉センター ・備品の所有権について 生活介護みどりの家は、利用料金制を採用しており、施設に必要な備品等は、当該料金の中から支払われている。生活介護みどりの家の備品は以下のとおりである。 (表省略) これらは市の固定資産台帳には登録されていない。しかしながら、総合福祉センターの管理に関する基本協定書において、備品については市が指定管理者に無償で貸与するという記載しかなく、生活介護みどりの家で購入された備品の所有権について明示されていない。適切な資産管理の観点から、新たに購入した備品の所有権について、指定管理者と覚書を締結されたい。</p>	障がい福祉課	措置済	<p>生活介護みどりの家は利用料金制を採用していることから、そこで購入された備品については、指定管理者の備品として登録・管理する旨の覚書を締結いたしました。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
125	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 25. 総合福祉センター ・備品の管理について 障がい者福祉センターみどりの家において、市の備品登録基準である30千円を超えないが、消耗品ではないハードル等の運動用具（少額備品）が保管されていた。本来、市と指定管理者の間で貸与備品についての一覧表を作成し、管理を委託するべきであったが、そのような一覧表は作成されていない。 施設運営において必要なものについては、市の固定資産台帳に登録されているかどうかにかかわらず、所管課として把握すべきである。</p>	障がい福祉課	措置済	30千円を超えないが、消耗品ではないハードル等の運動用具（少額備品）についてリストを作成しました。	平成27年9月30日現在
126	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 25. 総合福祉センター ・使用料について 厚生労働省は鍼灸院を「保険医療機関」（健康保険法第63条第3項第1号）として認めておらず、原則として神経痛、リウマチ等6種類の疾患の治療にのみ健康保険が適用される。適用されない場合、利用者が治療費全額を負担しなければならない性質のものである。 また、現在ははり・きゅう治療所の利用者は固定化しており、同じ市民が何回も利用する一方で、新規の利用者は少ないとのことである。一部の障がい者のみ継続して無料で鍼灸治療を受けていることが、障がい者福祉の観点から公平と言えるのか疑問がある。 はり・きゅう治療所に係る支出20,834千円を延べ人数3,999人で割ると、治療一回当たりのコストは5,209円である。上記のような事実を勘案すると、無料ではなく、受益者負担の観点から利用者に一定の負担を求められたい。</p>	障がい福祉課	措置済	みどりの家ははり・きゅう治療所が設置されている奈良市総合福祉センターは、当該センターの老朽化もあり、移転等も考慮した上でセンター事業を見直す必要があります。そのため、公な審議会において、総合福祉センターの在り方について検討してまいります。みどりの家ははり・きゅう治療所事業も含めて議論していただき、検討結果に基づき対応してまいります。	令和3年4月1日現在
126	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 25. 総合福祉センター ・直営理由について みどりの家ははり・きゅう治療所を市の直営にしている理由をヒアリングしたところ、下記のような回答があった。 「中国直伝の特殊な専門性のある鍼灸治療であり、現地での研修等を受けた医師が問診・治療を行っている。実績と経験を積んだ鍼灸師が治療を行っていることが利用者の安心感につながっており、民間委託やほかの鍼灸師の雇用についてなじまないと考えられる。」 確かに総合福祉センターは障がい者のための施設であり、利用者に対する配慮が求められる。しかしながら、「中国直伝の特殊な専門性のある鍼灸治療」は障がい者に特化したはり治療ではない。障がい者に対する配慮ができれば他の鍼灸師でも当該業務は実施可能であり、直営を継続する合理的な理由にはなり得ない。はり・きゅう治療所の運営業務について指定管理者制度を導入されたい。 仮に直営を継続するとしても、社協への委託を前提にするのではなく、市内に複数の鍼灸師団体があることを勘案して、サービス面及びコスト面で最もふさわしいと考えられる委託先を選定されたい。</p>	障がい福祉課	措置済	みどりの家ははり・きゅう治療所が設置されている奈良市総合福祉センターは、当該センターの老朽化もあり、移転等も考慮した上でセンター事業を見直す必要があります。そのため、公な審議会において、総合福祉センターの在り方について検討してまいります。みどりの家ははり・きゅう治療所事業も含めて議論していただき、検討結果に基づき対応してまいります。	令和3年4月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
129	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 26. 子ども発達センター(児童発達支援「いっぼ」) ・指定管理料の精算について 平成24年3月に施設が設置されたため、平成24年度は利用者の数及び使用料収入の見積りが困難であったことから、利用者が施設の利用定数(10人/日)に満たなくとも指定管理者に損失が生じない水準で、指定管理料を14,400千円と決定している。 しかし、実際には平成24年度当初から利用者は増加し、年度の後半はほぼ定数通りの利用者が集まったことから当初予算よりも7,144千円収入が増加している。そして、最終的に、収支差額に実質的な利益である人件費積立金を加えた6,594千円が指定管理者の利益となった。指定管理者と締結した協定書には精算条項があるものの、当該金額は指定管理料の精算対象とならないため、この金額は指定管理者の努力の結果として指定管理者が収受すべきものとなっている。 しかし、施設設置当初で、市が運営する同様の施設がないという状況を勘案すれば、この利益の金額は指定管理者の努力の結果に加え、当初の見積りとの乖離による金額も含まれていると考えられる。施設の設置当初で利用者数の見積りが困難である等の特別な事情がある場合には、見積りとの乖離により生じた利益を精算できる条項を加えるべきであった。 今後、同様のケースが発生することは十分想定されるため、新しく施設を設置する際には協定書に適切な精算条項を付すことを検討されたい。</p>	子育て相談課	措置済	<p>これまでの施設の運営状況を踏まえ、平成26年度からは指定管理料を9,600千円とし、当初の見積りとの乖離を縮小しました。 今後同様のケースが発生する場合は、適切な条項を付すこととします。</p>	平成27年3月31日現在
130	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 26. 子ども発達センター(児童発達支援「いっぼ」) ・指定管理料について 平成24年度の決算を受けて翌年度の指定管理料を前年度と同額の14,400千円で決定している。ここで、指定管理業務にかかる指定管理者の収支予算及び実績は以下のとおりである。 前年度の指定管理料の見積り状況と決算における利益額、また平成24年度のコストには施設設置初年度特有のコストが含まれていたことを勘案すれば、指定管理料は減少すべきであると考えられる。また、土曜日の開館や食事指導等、指定管理者が行う新たな取組にかかるコストの存在を勘案すれば、前年度と同額になるとは考えにくい状況にある。 指定管理料決定の際には前年度の決算及び当年度の事業計画書、予算書等を十分に精査し、指定管理料が適切かどうかを毎期見直されたい。</p>	子育て相談課	措置済	<p>平成26年度の指定管理料については前年度の決算額、及び平成26年度の事業計画書、予算書等を精査し甲乙協議の結果、9,600,000円に見直しました。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
133	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>27. 月ヶ瀬福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の精算について <p>現在、指定管理者との協定では、事業に要した費用が指定管理料の額に満たない場合は差額を返還することが定められており、多額ではないが毎年精算が行われている。指定管理料の精算条項があると指定管理者の経費削減のためのインセンティブがなくなってしまうことから、指定管理者制度導入の意義から考えると、本来的には望ましくないと考えられる。実際に経費削減が達成されれば残額は指定管理者の利益となるうえ、大幅な削減が達成されれば翌年の指定管理料を減額するきっかけになるなど、双方にとってメリットがあると考えられる。</p> <p>指定管理料の精算の可否について検討されたい。</p>	福祉政策課	措置済	市の方針により、平成27年度から指定管理料を非精算とすることを決定しました。	平成27年3月31日現在
136	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>28. 都祁福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料について <p>当施設では、使用料を徴収しているのは屋外にある多目的施設と入浴施設のみである。入浴施設は都祁地域の高齢者を中心に相当数の利用があるが、以下のように多目的施設の利用は屋根付き施設で年間28件、屋根なし施設は年間0件と非常に少ない。一方で、利用者に貸し出している会議室・研修室・和室に関しては毎月継続して利用があるものの、こちらは無料での貸し出しとなっている。</p> <p>老人福祉センター等他のセンターの多くは、会議室や和室については有料での貸し出しを行っている。屋内の貸し部屋を無料にする合理的な理由はないため、都祁福祉センターにおいても、他のセンターとの公平性に配慮して、有料化を検討すべきである。（表省略）</p>	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	有料化を検討しましたが、部屋の貸出の多くは、他のセンターに比べ、サークル活動といった利用者ではなく、福祉団体の利用者がほとんどです。福祉団体の利用については他のセンターでも、使用料免除の対象になっており、結果的に、有料化をしなくても他のセンターとの公平性は保たれ、地域の実情を考慮して、措置しないとします。	令和元年9月1日現在
136	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>28. 都祁福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。</p>	福祉政策課	措置済	実査を行い、台帳と整合することを確認済みです。	平成27年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
136	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 28. 都祁福祉センター ・モニタリングについて 所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続き内容について検討されたい。	長寿福祉課	措置済	平成30年度から年一回以上また事案発生の都度、実地調査を行いその記録と対応を継続して実施しました。平成30年度、令和元年度に、指定管理者制度におけるモニタリングの実施時期に合わせて、年一回実地調査を行いました。	令和元年9月1日現在
137	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 28. 都祁福祉センター ・満足度調査について 現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができていないかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者にPDCAサイクルを構築するよう指導されたい。	長寿福祉課	措置済	平成30年度は、実施できませんでしたが、今年度は、10月から11月にかけて満足度調査を実施していきます。なお、PDCAサイクル構築は、来館者数の増加を目指し以前の満足度調査や来館者からの聞き取り、センターだよりの広報の周知を行った結果、センター利用者の増加につながるなどPDCAサイクルの構築に努めています。	令和元年9月1日現在
137	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 28. 都祁福祉センター ・公募期間について 公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。 しかし、平成24年度に実施された都祁福祉センターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月18日から10月5日までで、1ヶ月を下回っていた。 公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。	地域福祉課	措置済	平成29年度の指定管理者募集の申請受付期間は、平成29年8月21日から9月25日までとし、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けました。	平成29年9月30日現在
150	IV. 個別の指定管理者制度導入施設 31. 地域ふれあい会館 ・施設のあり方について 入館者数が5,000人未満の施設が3館あった。これらの施設については、地区の人口自体が少ないことも入館者数が少ない要因の一つとなっている。利用者数に対する費用対効果からみれば、割高になってはいるが、住民自治により管理運営される施設でもあることを考えると、今後は施設が有効に活用されるよう方策を検討されたい。また、近隣に公民館や公民館分館の類似施設がある場合には、施設の統廃合や地元の自治会等への移管も検討されたい。	地域活動推進課 資産経営課	措置しない (見解の相違)	地域活動の充実のために地域の拠点として、地域ふれあい会館を位置づけています。地域ふれあい会館の指定管理者は自治連合会ですが、入館者数5,000人未満の施設の3館については自治会であるため入館者数が少ないのは否めないのですが、地域住民のニーズや地域の事情に精通した自治会長が指定管理者となり地域の特性を生かした地域活動の推進を図っております。また、災害時の避難所や待機所にも指定するよう働きかけてまいります。	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
150	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>31. 地域ふれあい会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者への指導について <p>自治連合会等を指定管理者としている場合、不慣れが原因で会計管理者が会計処理を誤るおそれがある。今回現場視察及び証憑突合を実施した5館についても、3館で誤った会計処理がみられた。年度の早い時期に会計管理者を集めて指定管理者制度の趣旨や指定管理料の使途等について講習を実施する、指定管理者から収支決算書を受領する際に支出項目と領収書等を照合する等して、適切な会計処理が行われるようにすべきである。</p> <p>また、会計処理業務の軽減化のため、全施設で発生する水道や電気料金等については、市がまとめて支払うことも検討されたい。</p>	地域づくり推進課	措置済	<p>地域ふれあい会館の運営形態はそれぞれの地域の実情に応じたものとなっておりますが、会計処理等適切な運営が行われるよう、年度当初に指定管理者に対し指定管理者制度の趣旨や指定管理料の使途等について説明しました。</p> <p>また、指定管理者の会計処理業務については、収支決算書や利用料金の決算報告などの様式を定め報告を求めるとともに、平成30年度に5館について収支決算書と証拠書類の突合を含めた実地検査を実施しました。令和元年度以降も毎年5館ずつ実地検査を行い、令和2年度までに全館実施を予定しています。</p> <p>光熱水費については、平成26年度からの施設利用料の有料化に伴い、市の直接執行としました。</p>	令和元年9月1日現在
150	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>31. 地域ふれあい会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託について <p>受付や清掃業務を周辺住民に再委託しているにも関わらず、基本協定に定められた事前承認を得ていない館が存在する。指定管理者が管理運営の一部を再委託する場合には市の事前承認が必要なため改められたい。</p> <p>なお、小規模施設の清掃業務の再委託等、その都度承認することが事務手続上著しく煩雑になるのであれば、特定の業務については事前承認の省略を可能とする容認規定を設けることも検討されたい。</p>	地域活動推進課	措置済	<p>業務の再委託については、平成26年度からの基本協定締結時に改めて指定管理者に事前の書面承認の必要を周知するとともに、新たに基本協定書に1項を設け、地区内の地縁団体や施設の利用者に業務を委託する場合には書面による承認を必要としないことを規定しました。</p>	平成26年9月30日現在
155	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>32. 老人憩の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料について <p>老人憩の家の指定管理料は、原則として、指定管理期間5年ごとに算定している。算定方法は、前指定期間の金額を基に、開館日数が1年の3分の1以上ある施設で、かつ、延床面積が150㎡を超えるものについて、基本額の3割相当額を増額している。</p> <p>しかしながら、指定管理料を減額する基準はなく、開館日数が少ない施設についても、指定管理料は据え置きとなっている。減額する基準がなければ、指定管理者による現状維持以上の施設運営を期待することはできない。さらに、3割相当額を増額するという算定方法についても、根拠が曖昧である。指定管理料の算定方法について見直しを行い、施設運営に必要な指定管理料のみ支払うべきである。</p>	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	<p>指定管理料を減額する基準はないものの、開館日数や利用者数等を考慮して、指定管理料を算定しております。なお、施設の維持管理に必要な費用については減額しません。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
155	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 32. 老人憩の家 ・老人憩の家の統廃合について 平成23年度の包括外部監査でも記載したように、開館日数が少ない老人憩の家については、他の施設との統廃合や共用を含めた施設の有効活用化を図るべきであるが、所管課では検討が行われていない。 平成23年度及び平成24年度の2年間で開館日数が100日以下の施設は、以下の表のとおり8施設ある。 (表省略) 今後、施設の老朽化が進んでいく中で、開館日数が少ない施設をそのまま市の施設として存続する意味があるのか検討し、現在の指定管理者である各地区万年青年クラブ連合会等への譲渡も考えられたい。 さらに、市の事業として施設を存続するとしても、有料化や利用料金制の導入を検討されたい。</p>	長寿福祉課 資産経営課	措置しない (対応不可 能)	<p>指摘を受け検討しましたが、老人憩の家は国の通達に基づき、高齢者のために設置したもので、それに合わせた設備となっています。新たな用途に合わせて使用するには設置の古いものでは、築約50年を経過しており、整備が必要と思いますが、費用対効果を考えると、新たな整備は困難と考えております。 また、老人憩の家の運営主体は、市町村であり、地域の高齢者に広く開かれた施設であるためにも、地区万年青年クラブ連合会等への譲渡は困難と考えております。 さらに、老人憩の家設置運営については国の通達により、原則利用料は無料なので、利用料金制の導入は難しいと考えています。</p>	令和元年9月1日現在
158	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 33. 老人軽作業場 ・施設のあり方について 老人軽作業場の開館日数は平成20年度から平成24年度まですべて年間100日以下である。また、平成24年度の利用状況報告書に記載されている利用の内容をみると、活動内容の大部分がゲートボールの練習であり、軽作業場の施設の設置目的である「老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与えることを目的として、老人が就労できる軽作業場を提供」という内容が本当に達成されているのか疑問である。さらに、現地視察を行った田原老人軽作業場においては、窯場が設置されているが、窯場の利用者がおらず、平成24年度の使用回数は0回であった。 上記のような状況から、老人軽作業場について廃止又は指定管理者への譲渡を検討すべきである。</p>	長寿福祉課 資産経営課	措置済	<p>現在の2施設のうち、利用者減少のため並松老人軽作業所を、令和2年度中に閉鎖することとしました。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
161	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>34. 月ヶ瀬梅の資料館</p> <p>・施設のあり方について</p> <p>梅の資料館は月ヶ瀬のシンボルともいえる月ヶ瀬橋付近にあり、旧観光会館の流れを汲んで1階で観光案内や情報発信、売店での物販をしつつ、2階では月ヶ瀬梅溪ゆかりの書画を展示している。しかし、実際に施設を訪れてみると、食事をしたり、ゆったりと休憩できるようなスペースはなく、売店の規模も小さく、2階の展示も小規模であり、観光客を惹きつけるような魅力が低いと感じられた。</p> <p>実際に利用者の数は観梅期の3月を除いて低水準であり、トイレのみの利用や地域住民の利用者を除けばどれほどの利用者がいるのか疑問をもつ水準である。市の直営施設であり、月ヶ瀬の玄関口に設置されている「湖畔の里つきがせ」の利用者数と比較すると、観光客の多くはこの施設を利用していないことがわかる。</p> <p>(表省略)</p> <p>また、現在梅の資料館が観光面で担っている役割は、月ヶ瀬に設置されている他の市の施設でも十分に担うことができる範囲であると考え、今後も指定管理料を支払いながら市の施設として運営していく意義があるのかどうか、早々に評価を行うべきである。</p> <p>その際にポイントとなるのが、梅の資料館と現指定管理者との強い結び付きである。旧観光会館の頃より梅の資料館は現指定管理者のシンボリックな存在であり、現指定管理者の所在地はこの梅の資料館内に設定されており、梅の資料館の一部は指定管理者の自主事業である梅林整備のための自動車や器具置き場として利用されている。このことから、梅の資料館は現指定管理者のために存在しており、市も含めて現指定管理者以外が有効に活用することはできないとも考えられ、市が今後も保有すべき施設なのかどうかは疑問である。今後発生する指定管理料負担を避けるために、現指定管理者への施設売却、贈与も含めて検討を行うべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課 資産経営課	措置しない (見解の相違)	<p>奈良市月ヶ瀬梅の資料館は、現指定管理者である公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会が名勝月ヶ瀬梅林の保存管理と月ヶ瀬地域の観光振興を図る拠点としての施設です。月ヶ瀬観光における施設の役割を明確にし、月ヶ瀬の観光情報発信源としてホームページや広報活動の充実、月ヶ瀬を訪れた文人墨客の墨跡展の内容充実、展示スペースの工夫による有効活用等を行い、観光客の誘致、リピーターの確保に繋げ、来館者を増やす努力に取り組むよう再度指導を行い、ホームページをリニューアルし掲載内容を充実しました。</p> <p>なお、売却・贈与にあつては月ヶ瀬梅溪を維持するために設立した公益財団法人のため収入源は地域住民よりの会費、寄附、財産収入、梅の実の販売金等のみの収益金で職員を雇用している状況であり、施設の規模も大きく現指定管理者に今後売却等しても施設を維持管理できるのか難しい状況です。</p>	令和3年4月1日現在
166	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>35. 月ヶ瀬農畜産物処理加工施設</p> <p>・施設のあり方について</p> <p>施設の利用状況に記載したとおり、施設の定期的な利用者は指定管理者自身と、地域住民により構成される3グループであり、極めて閉鎖的な施設となっている。また利用者も減少傾向にあり、収入や利益、従業員数も最低限を維持するのがやっとの状況で、新製品の開発等も停滞気味である。この状況では、施設の設置目的である地域資源の有効活用、地域住民の就労機会の確保及び所得向上に寄与する程度も極めて限定的である。</p> <p>利用者が高齢化を迎えており、今後長期安定的な利用者が見込まれないこと、設備の老朽化により事業を継続するのであれば追加の設備投資が必要となることを勧奨すると、今後も市が施設の運営を継続する意義があるのかどうか、早々に評価を行うべきである。</p> <p>その際にポイントとなるのが、施設と現指定管理者との強い結び付きである。収支の状況に記載したとおり、施設の管理に係るコストは施設使用料や指定管理料ではなく、現指定管理者の自主事業である地域特産品の販売収益及びまちづくり振興に関する市の補助金により賄われている。また、施設の設置目的は、現指定管理者の行う地域特産品の加工・開発に係る自主事業が生み出す経済効果があつてはじめて達成されるものである。これらの点を勧奨すると、この施設は現指定管理者のために存在しており、市も含めて現指定管理者以外が有効に活用することはできず、市が今後も保有すべき施設なのかどうかは疑問である。今後発生する施設の維持管理コストの負担を避けるために、現指定管理者への施設売却、贈与も含めて検討を行うべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課 資産経営課	措置済	<p>令和元年度に県食品衛生法施行条例をクリアするための施設改修を行い、地域の直売施設等と連携し特産品の販売拡大や関係機関団体・平安女学院大学との連携による商品開発を行うと共に、また広く市民に利活用していただけるよう指定管理者に指導しました。</p> <p>なお、売却等にあつては施設規模も大きく指定管理者が維持管理していくのは困難です。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
166	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 35. 月ヶ瀬農畜産物処理加工施設 ・ 備品の管理について 処理加工施設運営に必要となる備品のうち、市の所有となる備品については台帳や管理表を作成されておらず、現物の実査等も行っていないとのことであった。実際に協定書に記載された備品一覧を元に現物を実査したところ、現物は存在しているが一覧に記載されていないものが散見され、所有者が不明な状態にあった。 備品管理のための手続きとして、市は少なくとも年に1回程度、指定管理者から備品の管理状況について報告を受けられたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	備品の管理状況について、備品管理台帳を作成し指定管理者から年1回報告を受け、確認を行いました。	平成27年9月30日現在
170	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 36. ロマントピア月ヶ瀬 ・ 施設のあり方について 利用状況に記載したとおり、施設の利用者は観梅期の約2カ月に集中しており、その他の時期の農業体験や季節のイベントでは十分な集客ができておらず、施設の機能を十分に発揮できていない状況にある。また、施設の設置目的からすると観光客向けの施設であるはずが、観梅期以外の利用は、奈良晒保存館にて週に1回開催される伝統工芸伝承教室、ゲートボール場、季節のイベントがほとんどであり、その利用者は地域住民が多く、当初の設置目的を果たしているとは言い難い状況にある。 当初の設置目的が果たされず、かつ駐車場利用以外の有効利用が見込まれないことから、本来は受益者である地域の団体等に売却・譲与することが望ましいと考えられる。ただし、当該施設は他の施設と比べて大規模であり、地理的特性からしても容易に売却・譲与はできないため、十分なニーズが無いとしても今後も市が管理せざるを得ない状況にあると言える。 今後も市が管理するのであれば、設置目的を再考したうえで、有効利用に努めることが求められる。特に施設の規模と地域性を勘案すると、所管課のみならず、観光関連の部署との連携のうえ、市民のニーズを引き出すための活性化策を協議すべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課 資産経営課	措置済	併設されている地域の伝承産業である奈良晒の保存館と連携し、伝統工芸伝承教室や農林業体験を通じた都市住民との交流や地域の特産物等の販売を通じて、地域産業の活性化を目指すための施設として、各種体験、イベントの開催やキャンプ施設等の充実を図っています。平成28年には、連泊可能な車中泊専用のRVパークを開設し、長期滞在者を迎えることが可能となりました。RVパークの利用台数は、平成29年度は145台あり、滞在型の農林業体験も楽しんでいただきました。 今後も、より多くの方々に年間を通じて月ヶ瀬地域の観光を楽しんでいただける施設を目指し、観光関連部署と連携のうえ、来館者のニーズを引き出す活性化策を協議してまいります。	平成30年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
170	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 36. ロマンピア月ヶ瀬</p> <p>・使用料について 施設の別館である奈良晒保存館に関して、実質的な管理運営を行っているのは現指定管理者ではなく、地域住民で構成される別組織「奈良晒文化保存会」であった。奈良晒文化保存会は、週に1回程度奈良晒保存館を利用して体験教室や製品製作等を行っており、製品製作のための織り機など設備は全て施設内に保管されているが、使用料は一切徴収されていない。 「奈良市農林漁業体験実習館条例」では、体験実習館の事業として「地域の伝統産業である晒(さらし)の伝承に関すること」と定められており、施設が行う事業としては適切であると言えるが、施設の利用は基本的に有料であることから、特定の団体のみに無償利用をさせることは公平性に反する。奈良晒文化保存会の財政状態によっては応分の負担を求められたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (措置対象の不在)	令和元年度から指定管理者であるロマンピア管理運営組合に奈良晒保存会を取り入れたため、奈良晒保存館の利用等にあつては指定管理者であるロマンピア管理運営組合が自主事業として利用することになったため使用料を徴収することがなくなり、公平性に反することはなくなりました。	令和元年9月1日現在
171	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 36. ロマンピア月ヶ瀬</p> <p>・現金の管理について 収支の状況に記載した収入は大半が現金収入であり、毎年8,000千円以上と多額の現金を収受している。しかし、基本的に管理運営は担当者1名体制であり、定期的に現金実査を行い、上長がチェックする等のダブルチェックに関する証跡が残されていなかった。また、観梅期には主に駐車場管理のためにアルバイトを増員するとのことであるが、駐車券等の証憑書類と現金収入額とを突き合わせて上長がチェックするような体制は構築されていなかった。 現金収入は市の収入では無く、指定管理者の収入であるため、直接的に市が損害を被ることは無いと考えられるが、ある程度の現金収入があることを考えるとチェック体制を整備することが望ましい。特に、現状では担当者やアルバイトが現金を横領しようと思えば簡単にできてしまう状況にあるため、責任者の関与度合いを強めて牽制を効かせるような管理体制を構築すべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	当日100枚のチケット（領収書綴り）と現金を駐車場係員に渡し、駐車料金徴収に当たらせている。業務が終われば事務所に車種別にチケット（領収書綴り）の発行枚数と現金を2人以上で確認後、事務局員2名により再確認し金庫に収納し翌日金融機関に収納するよう改善しました。	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
174	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 37. 梅の里ふれあい館 ・施設のあり方について 施設の利用状況に記載したとおり、この施設は梅林の中に存在しているため、観梅期以外には閉館されており、利用率は極めて低水準である。また、観梅期にも指定管理者が地元商店に16万円で賃貸して休憩所の運営を任せるとのみであり、施設の活用度も低い。 また、公募にて指定管理者を募集しているが、地域的特性により他の応募者が参加できる状況にはなく、競争原理が一切働いていない。この状況では施設の有効性を高めるインセンティブが働かないため、今後利用状況の抜本的改善は見込まれないと考えられる。 上記の2点からすると、施設管理の間接コストを負担してまで市が保有すべき施設とは言い難いのが現状である。立地の問題から、観梅期の休憩所以外に有効な利用方法がないと考えられることから、施設自体を現指定管理者、もしくは地域の団体に売却・譲与することを検討されたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課 資産経営課	措置済	令和2年3月定例市議会で、梅の里ふれあい館を廃止する条例が可決され、令和2年4月1日から施行されました。	令和2年4月1日現在
178	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設 ・モニタリングについて 所管課では、日常の管理運営状況の確認として、月報での収支報告や施設利用人数の確認、及び実地調査を行っている。実地調査は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて行われているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。 市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	モニタリング実施要領を作成し、実地調査を隔月に実施し、施設内の機械設備の可動状況確認、衛生管理の指導、月報の収支報告書を基に、製品の在庫状況等の確認を行いました。	平成26年9月30日現在
179	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設 ・備品の管理について 指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。定期的な実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。 市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	定期的な実査の実施及び結果報告を行うよう指導しており、経年劣化していた液体充填ラインの改修をし機能の拡充を図りました。	平成27年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
179	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 38. 都祁農畜産物処理加工施設・都祁農林水産物処理加工施設 ・満足度調査について 現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者にPDCAサイクルの構築するよう指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	施設の利用者に対して満足度調査やアンケートを実施し、調査結果を考慮した事業計画を立てるなどPDCAサイクルを構築し、今後の事業計画や業務に繋げました。	平成29年9月30日現在
182	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター ・人件費について 都祁交流センターの事務長は、都祁体育館・都祁生涯スポーツセンターの三施設の事務長を兼任する形で勤務しているが、当該事務長の人件費については施設ごとに分けて計上されておらず、一括して都祁交流センターの支出として処理されている。 都祁交流センター・都祁体育館・都祁生涯スポーツセンターは、それぞれ別々に指定管理者を募集しており、指定管理料を正確に算出するためには、各施設の維持管理に要する費用を把握する必要がある。 市は、指定管理者が各施設にかかる勤務時間等の明確な基準によって事務長の人件費を施設ごとに分割計上するよう、指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課 スポーツ振興課	措置済	3つの施設を兼任している事務長の平成28年度の人件費決算額を勤務割合で按分し、それぞれの施設の管理運営費を算出しました。施設の維持管理の必要経費を把握した上で、指定管理者の募集時など、今後の運営に生かしていきます。	平成29年9月30日現在
182	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター ・休館日について 「奈良市都祁交流センター条例」第4条の3において、センターの休館日は次のように定められている。 (表省略) 都祁交流センターは貸館としての利用が主であるが、市内の他の貸館と比較して第2・第4火曜日を休みにしている分休館日が多く、以下のように年間で約30日程度開館日数が少なくなっている。 休館日が多いと使用料収入を得る機会の喪失につながることから、市は、他の貸館との公平性にも配慮して、当センターの休館日の削減を検討すべきである。 (表省略)</p>	都祁行政センター地域振興課	措置しない (見解の相違)	<p>現行の休館日は平成3年の開館当初からのものであり、利用者からの開館日に関する増加要望がないことや、現在の利用状況等から判断し、開館日を増やしても使用料収入が増えることは見込めず、開館することにより生じる維持管理経費の増加というデメリットの方が大きいため、現行のとおり運営することが妥当と考えます。 休館日にホール使用などの利用希望があった場合は、臨時開館を行うなどの対応を図っていきます。</p>	令和元年9月1日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
183	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター ・備品の管理について 指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。 定期的の実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう、指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>定期実査の実施を指導しました。また備品の不良や老朽化が生じた場合は、ただちに報告を受け状況把握に努めます。 管理業務実施状況(月報)提出時には、聞き取り調査を実施し結果報告を行うように指導しました。指導結果としては、施設点検の強化として老朽化している備品については、巡回点検を実施して安全確保に努めました。</p>	平成26年9月30日現在
183	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター ・モニタリングについて 所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。 市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。 実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>モニタリング実施要領を作成し、実地調査を実施しました。 特に、施設へ入る階段部分が経年劣化している箇所が多く見られ通行に危険があったことから、緊急に修繕作業を行い、安全確保に努めた。市は指定管理者とは、月1回、施設状況についての聞き取りを実施しています。</p>	平成26年9月30日現在
183	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター ・満足度調査について 現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は特に実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができているかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者にPDCAサイクルを構築するよう指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>利用アンケートにより満足度調査を実施しました。また、業務の実施計画が確実に進んでいるか、実施計画に沿っていない部分があれば調査して、改善指導を行いリスクの低減を継続的に実施していきます。今後は達成可能なプランを基に実行と評価については各項目毎にチェックリストを作成して、効率的なものに替えるか効果的なものに入れ替えるかの見直しをかけて次の計画へ進めていきます。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
183	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 39. 都祁交流センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募期間について <p>公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。</p> <p>しかし、平成24年度に実施された都祁交流センターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月12日から10月2日までで、1ヶ月を下回っていた。</p> <p>公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	平成29年度に実施した都祁交流センターの指定管理者募集の申請受付期間は、平成29年8月14日から9月15日までとし、1ヶ月以上の期間を設けました。	平成29年9月30日現在
186	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 40. 都祁体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の管理について <p>指定管理者は、備品に関しては交換及び処分を実施する際に現物と備品台帳の整合性を確認しているが、定期的な実査は行っていない。定期的に実査を行うことは、実在性の検証だけでなく、稼働率の低い備品の故障や老朽化に気付くきっかけにもなる。</p> <p>市は指定管理者に対し、定期的な実査の実施及びその結果報告を行うよう指導されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	実査を実施しました。また、利用実績、備品の稼働状況について聞き取り調査を実施しました。	平成27年9月30日現在
186	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 40. 都祁体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについて <p>所管課は、建物や設備の老朽化がみられる場合などに必要に応じて実地調査を行っているが、実施の頻度や調査手続きの内容等についての具体的なルールは定められていない。市が定期的に現地に足を運んで実地調査を行うことは、指定管理者が施設の管理運営を適切に実施するインセンティブとなる。</p> <p>実地調査によるモニタリングが不十分であるため、市はその実施頻度や手続内容について検討されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	モニタリング実施要領を作成し、実地調査を実施しました。実施頻度については、不定期ではあるが、昼間の施設管理状況や夜間の活動状況の確認を行い、利用者の安全確保に努めています。手続内容については、体育館からの月報が届けられている収支計算書、施設利用状況を確認するとともに、建物管理や備品等の状況についての聞き取りを実施しました。	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
186	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 40. 都祁体育館 ・満足度調査について 現状のところ、施設の利用者に対する満足度調査は特に実施されていない。利用者サービスの向上という目的に沿った施設の運営ができていないかを評価し、より充実した施設の管理運営が行えるように、市は指定管理者にPDCAサイクルの構築を指導された。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>利用アンケートにより満足度調査を実施しました。また、業務の実施計画が確実に進んでいるか、実施計画に沿っていない部分があれば調査して、改善指導を行いリスクの低減を継続的に実施していきます。PDCAサイクル構築については、今後も利用者のアンケート調査を実施して、要望に沿っていけるように業務内容の改善をしながら充実を図ります。</p>	平成26年9月30日現在
186	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 40. 都祁体育館 ・公募期間について 公募期間については公平性確保の観点より一定以上の期間を設けることが望ましく、指定管理基本方針でも公募の場合には、指定の申請の受付期間を、募集を開始してから概ね1ヶ月を経過した後の日とするものと定めている。 しかし、平成24年度に実施された都祁体育館の指定管理者募集の申請受付期間は、平成24年9月3日から9月21日までで、1ヶ月を下回っていた。 公募という趣旨から競争性を阻害する要因は出来る限り排除すべきであるため、特別な理由がない限り募集期間は一定期間以上を応募者に与えるべきである。市は、指定管理基本方針に沿って適正な長さの申請期間を設けるよう改善されたい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>平成29年度に実施した都祁体育館の指定管理者募集の申請受付期間は、平成29年8月25日から9月26日までとし、1ヶ月以上の期間を設けました。</p>	平成29年9月30日現在
190	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設 41. 共同浴場 ・燃料費について 共同浴場については、平成20年8月に市が公表した『「奈良市人権文化センター等のあり方に関する検討委員会」の提言の具体化に向けて（基本方針）』で、以下のように述べられている。 (省略) これを受けて、市は負担を軽減すべく、従来市の負担としていた水道代を平成21年度から指定管理者の負担にしている。しかし、燃料費や修繕費等は依然として市の負担であり、市はこれらに平成24年度で23百万円を支出している。 基本方針にもあるように、共同浴場は地域住民の衛生環境の向上を図るという設置当初の目的をすでに達成しており、現在は主に使用料の安い公衆浴場として利用されているにすぎない。そのような施設について、市が燃料費を負担し続けることは一部の市民に対する利益供与、民業圧迫となる可能性がある。 共同浴場は利用料金制であるため、指定管理者が市の承認を得て使用料を設定することが可能である。燃料費を自治会が負担し、共同浴場利用者を含めた地元住民に広く負担を求めるのか、使用料を値上げして共同浴場の利用者に直接受益者負担を求めるのかは、自治会の選択である。 市は基本方針に沿って、速やかに対応されたい。</p>	人権政策課	措置済	<p>指定管理料については、平成30年度は平成27年度の指定管理料の55%減額、平成31年度は平成27年度の指定管理料の65%減額、平成32年度は平成27年度の指定管理料の75%減額を図ってまいります。 指定管理者においても、利用料金の値上げ、営業日及び時間の短縮等で直接受益者負担を行っています。</p>	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
191	<p>IV. 個別の指定管理者制度導入施設</p> <p>41. 共同浴場</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方について <p>各共同浴場は築数十年が経過し、設備の老朽化に伴い修繕費がかさむようになっている。また、一部の共同浴場は耐震補強もされていないため、このまま使い続けることは施設としてのリスクが高い。一方で、耐震補強も含めて、今後共同浴場を維持管理するためには相当のコストが発生することが予想される。</p> <p>基本方針では、「将来的には廃止を含めた見直しを行う方針」としているが、約5年経過しても具体的な計画は定まっていない。基本方針策定時は、市営住宅の建替えに合わせて共同浴場を閉鎖していく方針であったが、予算の問題もあり、市営住宅の建替えは中断している。</p> <p>この点所管課は、前提とする市営住宅の建替えが進まない状況において、一方的に共同浴場を閉鎖することは、風呂の設備を備えていない市営住宅に居住する市民からは理解が得られない、としている。</p> <p>しかし、そもそも市は、風呂の設備を備えていない市営住宅に居住する市民が何人いるかを把握していない。まず行うべきことは、当該市民の人数を把握すること、共同浴場以外の代替的な手段により風呂を手当てする方法がないかを検討することである。そのうえで、共同浴場の閉鎖の可否を検討されたい。</p>	人権政策課 資産経営課	措置済	<p>高齢者、市営住宅、保健衛生の各担当部局との調整及び地元との協議を重ねながら、積極的に浴場運営努力をしても営業を継続できない共同浴場については、閉鎖もやむを得ないと考えています。なお、横井、杏中、古市西共同浴場は、平成30年度に閉鎖し、残りの東之阪共同浴場は、指定管理者の更新前年（令和2年）に、今後の運営、閉鎖時期を地元と協議していきます。</p>	令和元年9月1日現在
197	<p>V. 直営施設について</p> <p>(1) 納骨堂</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管期間及び料金設定について <p>そもそも一時的に保管するという施設の趣旨から考えると、15年間という長期の期間は設定するべきでないし、3年よりも15年のほうが割安という料金設定も長期保管を助長することになる。</p> <p>納骨堂を設置している他の中核市の状況を見ると、市民ニーズに対応するために長期保管の納骨堂を設置している場合は20年から50年、期間の設定なし等で長期にわたって保管が可能であるが、一時保管を主目的としている市ではおおむね2年から5年程度で設定している。他の自治体を参考にして適切と考えられる保管期間及び料金を設定されたい。</p>	斎苑管理課	措置済	<p>少子高齢化に加えて人口の減少が進み、将来的に墓地の承継や維持管理していく承継者が減少している中で、管理されず無縁墓状態となっていくケースの増加が懸念されています。</p> <p>それに伴い、これまでの石碑型墓地以外の形態として、納骨堂を活用するなどの市民ニーズが多様化することが考えられます。</p> <p>そのため、他中核市等の照会等による金額の比較などが出来たため、条例変更を含めた納骨堂の在り方について、適切と考えられる保管期間や料金の設定を含めて協議・検討し、令和4年度に金額や期間などの条例の改正を行います。</p>	令和3年4月1日現在
197	<p>V. 直営施設について</p> <p>(1) 納骨堂</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のあり方について <p>近年は民間の事業者でも遺骨の一時預かりを行っている。市でなければ提供することができないサービスなのかどうか、民業圧迫にならないか等の観点で市の事業としての必要性を再点検し、廃止も含めて検討されたい。</p>	生活環境課	措置しない (見解の相違)	<p>遺骨の一時保管を主な目的として設置している市の納骨堂と永代供養を行っている宗教法人の納骨堂とは、施設の設置の趣旨が異なっており、次の墓地が見つかるまでの間、墓地を持っていない市民からのニーズがある以上は現時点で廃止は難しいと考えています。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
198	<p>V. 直営施設について (2) 墓地 ・管理運営について 所管課は、直営を継続する理由として「墓地経営・管理の方針等について」（旧厚生省生活衛生局長通知 第1764号 平成12年12月6日付）や「奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例」を根拠にしている。しかし、これらは公共性、永続性が求められる墓地の経営を地方公共団体以外の者に委ねる場合に、特に注意を要する旨の通知等で、民間の団体が指定管理者として墓地を管理運営することについては、特に制限はない。 指定管理者制度を導入している一部の市で、指定管理者となった石材業者が市営墓地使用者に対して独占的に墓石購入を求めるなどのトラブルが発生しているようであるが、仕様書に業務内容や禁止事項を明記するとともに、市が適切に指導監督することによりトラブルを防ぐことは可能である。 墓地管理のノウハウを持ち、過度に営利を追求せず、継続した安心な管理運営を行うことができる団体であれば、指定管理者に指定され得るため、指定管理者制度導入の可否について検討されたい。なお、指定管理者制度を導入する際には、使用許可等の権限も指定管理者に付与し、業務の効率化及びサービスの向上に努められたい。</p>	斎苑管理課	措置済	<p>墓地の管理運営については、現在、無縁墓の整理や底地を借用している墓地の整備、地元との調整など墓地の整備事業を中心にを行っています。 指定管理者制度の導入の可否につきましては、既に指定管理者制度を導入している他中核市等の状況を調査し、市営墓地の管理運営に関する業務の効率化、サービスの向上に向けて効率及びメリット・デメリット等について分析を行います。 まず、東山霊苑については、地元自治会と運営協議会を設立し、新斎苑の完成・稼働後の現火葬場の扱いも含めて、指定管理者制度の可否について、協議・検討をしていきたいと考えています。 さらに、寺山霊苑と七条町南山墓地についても、検討していきたいと考えています。</p>	令和3年4月1日現在
199	<p>V. 直営施設について (3) 診療所(奈良診療所) ・施設のあり方について 市民の利用が約2割という利用状況から勘案すると、市が直営で実施する必要性に乏しい。廃止を検討されたい。</p>	医療政策課	措置済	奈良診療所は、平成26年4月1日付けで廃止しました。	平成26年9月30日現在
199	<p>V. 直営施設について (4) 応急診療所（休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所） ①休日夜間応急診療所 ・管理運営方法について 新しい応急診療所の底地を無償で借り受けられるのは医師会が当該業務を今後も継続して受託することを前提にしていると推測される。 現在の委託料と「指定管理料+土地賃料」とどちらが経費削減につながるか十分に検討したうえで指定管理者制度導入の可否を検討されたい。</p>	医療政策課	措置しない (見解の相違)	<p>現在の医師会への委託料は、医師人件費及び救急病院に重症患者を受け入れてもらうための経費が大半で、これに若干の事務委託料が加わりますが、これらは、指定管理になった場合でも必要な経費であり、光熱水費等の維持管理が加わると、現在の診療所の運営管理経費と同額になります。事務委託料の節減があったとしても、それ以上に土地賃借料を支払うこととなり、現在以上に経費がかかることとなります。 医師会が当該業務を継続することで現在の土地を使用できること、また、応急診療業務を行う医師確保の点から、医師会以外の者が当該業務を担うことは現実的には困難です。</p>	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
200	<p>V. 直営施設について (4) 応急診療所（休日夜間応急診療所、休日歯科応急診療所） ②休日歯科応急診療所 ・施設のあり方について 平成23年度の包括外部監査でも意見として記載しているように、隣接するショッピングセンター内に、年中無休で午前10時から午後9時まで営業している民間歯科があるほか、市内には非歯科医師会員の休日開業医が5医院あり、市が事業を実施する意義が乏しい。現在の利用状況では平成25年度も赤字になる可能性が高いため、廃止の方向で検討されたい。</p>	医療政策課	措置しない (見解の相違)	<p>休日歯科応急診療所について、平成26年12月に総合福祉センター内に移転し、既存施設内への移転により、管理に要する経費が削減され、診療所に係る交付税措置もあわせると、平成27年度予算において黒字となりました。また、移転により、ショッピングセンター内の民間診療所との競合がなくなり、診療所の価値が高まりました。このことから、市民の休日における歯科の急病について応急的な診療を行い、市民生活の安心安全に寄与するという設置趣旨を鑑み、今後も休日歯科応急診療所を継続します。</p>	平成27年3月31日現在
200	<p>V. 直営施設について (5) 月ヶ瀬粉末茶加工施設 ・施設のあり方について 直営で管理する合理的な理由がないため、指定管理者制度の導入を検討されたい。指定管理者を募集しても応募がない場合には、処分を検討されたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>平成26年12月18日に指定管理者を月ヶ瀬粉末茶加工組合に指定し、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで指定管理者制度を導入をします。</p>	平成26年9月30日現在
200	<p>V. 直営施設について (6) 農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里“つきがせ”）、特産物等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場） ・管理運営について 両施設とも直営で行う合理的な理由がないのであれば、指定管理者制度を導入されたい。仮に直営を継続するのであれば、使用料を徴収されたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	<p>検討した結果、平成29年度から指定管理者制度を導入しました。</p>	平成29年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
201	<p>V. 直営施設について (6) 農林水産物直売・食材供給施設（湖畔の里“つきがせ”）、特産物等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場） ・施設のあり方について 近年は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」について弾力的な運用が図られており、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（最終改正平成25年12月25日25経第978号）によると、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、農林水産大臣への報告をもって申請が受理されたものとみなす(同基準第4条第1項)とされている。また、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分する際も、無償譲渡であれば、農林水産大臣への報告をもって申請が受理されたものとみなす(同基準第4条第4項)とされている。そのため、組合以外に当該施設を有効活用できる団体がないと判断されるのであれば、組合への譲渡も検討されたい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課 資産経営課	措置済	平成29年度から指定管理者制度（月ヶ瀬温泉ふれあい市場・湖畔の里つきがせ）を導入しました。また、他の施設にあっても地域の特産物販売等を通じ、生産意欲の向上及び産業の活性化を図るため設置された施設であり、設置目的に沿った運営をしていく必要があるため、現指定管理者と連携を図り、また、施設について検討した結果、指定管理者制度を継続していきます。	令和元年9月1日現在
201	<p>V. 直営施設について (7) 体育施設（月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場） ・管理運営について 実質的に中学校の施設として利用されているのであれば、所管替え及び用途変更を行い、中学校と一体管理を行うべきである。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (見解の相違)	現在の利用方法を継承する形で担当課の間で協議を行いました。が、体育館等使用料金徴収業務分任出納員がおらず、管理運営について現所管で対応していきます。	令和元年9月1日現在
202	<p>V. 直営施設について (8) 市営住宅・コミュニティ住宅・改良住宅 ・管理運営について 所管課は、以下の理由により当面は直営で市営住宅等の管理運営を行うことが望ましいと考えている。 ・不正入居の実態調査や明渡訴訟等のためには、直営のほうが適時適切に対応できること ・違法増改築している市営住宅等があるため、先に当該問題を解消する必要があること ・改良住宅、コミュニティ住宅の家賃を定額から応能応益に変更することを検討中であること ・現在無料である一部の駐車場使用料や共益費の有料化を検討中であること これらの問題を解消した後、改めて指定管理者制度の導入の可否を検討されたい。</p>	住宅課	措置しない (見解の相違)	市営住宅等の現年度の家賃収納率は平成28年度は99.04%、平成29年度は99.04%と高水準を達成しており、職員の努力やノウハウの蓄積がが実を結びつつあります。不正入居についても、適宜指導・勧告を行っており、明渡請求訴訟は減少傾向にあることから、重大な違反は解消に向かっており、また、明渡請求訴訟自体の抑止的効果も相当程度働いているものと推察されますが、なおも毎年新たな不正入居が発覚しているのが現状であり、個人のプライバシーに最大限配慮する必要のある現行法制度上においては、この問題を恒久的に（発生も含めて）解消するのは、ほとんど不可能であると考えます。増改築部分については、適宜退去時に原状回復するよう名義人に誓約書の提出を求めるなど、適切な管理に務めています。改良住宅等の家賃については、平成28年度から応能応益的家賃制度を導入しており、現在は、家賃の激変緩和措置としての負担調整（平成36年度まで）等、従来の入居者に対して経過措置を実施している段階です。これらの状況を総合的に判断し、また、平成25年度当時から社会状況が相当程度変化している部分もあることから、指定管理者制度導入については上記経過措置終了後改めて議論を深めることが妥当と考えますのでここでの検討は一旦終了とします。	平成30年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
203	V. 直営施設について (9) 自動車駐車場 ・使用料について 市営住宅等の所管課とも協議のうえ、自動車駐車場、市営住宅等駐車場ともに早期に有料化されたい。	人権政策課	措置済	9月議会に奈良市自動車駐車場条例の一部改正について提案し、平成30年度から地元自治会と指定管理のうえ、利用料金の一部を納入してもらう予定です。	平成29年9月30日現在
203	V. 直営施設について (10) 人権文化センター ・使用料について 同提言の中に「受益者負担と税の公平性の観点から、他の公共施設との整合性を図りながら自主グループ活動等への部屋の使用料の徴収について検討すること。」とあるが、現在も使用料を徴収していない。単に貸館として使用するのであれば、無料にする合理的な理由はないため、使用料を徴収すべきである。	共生社会推進課	措置済	令和2年度から北人権文化センターにて指定管理者制度を導入し、委託期間の活動状況のモニタリングを実施しています。その結果も踏まえ、新たな行財政改革計画における重点取組において人権文化センターの運営方法等の見直しを策定しており、その方針に則り進めます。	令和3年4月1日現在
204	V. 直営施設について (11) 男女共同参画センター ・利用対象者について 所管課は稼働率をそれほど重視していないとのことであるが、設置目的を達成していれば稼働率が低くても問題ないとの認識は誤りである。稼働率は施設活用度の重要な指標の一つであり、公の施設である以上、市民に広く有効活用してもらうよう努める必要がある。 登録団体のみの利用で稼働率が低いのであれば、利用対象者を登録団体に限定するのではなく、門戸を広く一般に開放すべきである。	男女共同参画課	措置済	男女共同参画活動の拠点である当センターでは、意識啓発のための事業を開催するとともに、主に男女共同参画活動を行う登録団体へのセンター利用申請を受け付けています。また、一般の利用者への門戸を開くべく、活動目的が男女共同参画活動でない団体についてもセンター条例第3条第2項に基づき、その自主活動の場となるよう利用申請受付をすでに行っています。 また、センターを広く知ってもらうため、市ホームページへの掲載のほか、リーフレットの作成及び情報誌への利用案内掲載等を行い周知を図っています。 今後も設置目的の達成を目指すとともに、その有効活用についても引き続き図っていきます。	平成26年9月30日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
204	<p>V. 直営施設について (11) 男女共同参画センター ・管理運営について 同種の施設への指定管理者制度の導入は全国的に広く行われている。施設の設置目的を後退させない形での指定管理者制度の導入の検討も視野に入れ、サービス向上及び経費削減に努められたい。</p>	<p>共生社会推進課</p>	<p>措置しない (見解の相違)</p>	<p>当センターは「奈良市男女共同参画推進条例」に基づく拠点施設として、男女共同参画に関する施策を推進すべく、セミナーの開催や女性団体等の活動拠点として会議室の貸し出し、女性に関する問題に対する相談業務や女性弁護士による無料法律相談などを実施しています。更に平成28年度からは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者保護の観点から所在地を明らかにしない「奈良市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、直営で支援に当たっています。 なお、配偶者暴力相談支援センターは、法に基づき、県には設置義務がありますが、市町村は努力義務となっており、県内で設置している市町村は、奈良市のみとなっています。現在、県も直営で支援を行っており、県内にはシェルターの運営やDV被害者支援の実績がある民間団体は見当たりません。 また、当センターで行っている女性問題相談室の相談件数及びDV被害者支援の相談件数は、増加の傾向にあり、児童虐待との関連など関係機関との連携の重要性も増してきています。 指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者制度を導入している複合施設への移転も視野に入れ、検討しましたが、女性問題相談及びDV相談などの重要な役割を果たしており、指定管理者制度を導入した場合、市民サービスを後退させずに当センターが現在果たしている機能を維持することは困難であると判断しました。</p>	<p>令和3年4月1日現在</p>
204	<p>V. 直営施設について (12) 都市公園・児童遊園 ・管理運営について 都市公園の中には、球技場やグラウンドなど、使用料を徴収する体育施設がある公園があるが、体育施設はスポーツ振興課が指定管理者を指定し、公園全体は公園緑地課が直営で管理している。公園全体の管理は清掃や草木の剪定等がメインであるため、これらの業務は体育施設と同じ業者に委託するほうがより効率的に実施できると考えられる。業務内容を整理したうえで両者を一体として委託されたい。</p>	<p>公園緑地課 スポーツ振興課</p>	<p>措置しない (対応不可能)</p>	<p>スポーツ施設の管理業務と草刈り・樹木の剪定等の業務については、業種が異なるため同じ業者に委託することはできないと考えています。 なお、鴻ノ池運動公園については、令和2年度より、体育施設の指定管理業務として敷地内における樹木植栽の定期的な剪定等も行うこととしました。</p>	<p>令和元年9月1日現在</p>

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
216	<p>VI. 市の指定管理者制度と外郭団体 2. 一般財団法人奈良市総合財団 ・総合財団による公の施設の管理運営について 総合財団が考える自らの強み・弱みは以下のとおりである。 (表省略) 市はこれまで施設の設置に伴って外郭団体を作り、管理運営を任せてきた。そのため、総合財団の職員は施設の設置が多かった約20年～30年前に採用された職員が最も多く、財団職員の平均年齢は44才である。また、年功序列の給与体系であるため、必然的に職員の平均給与も高くなり、民間企業等と比較して高コスト体質である。 総合財団が民間と競争して指定管理者に指定されるためには、まずコスト競争力を高める必要がある。そのためには、人事考課制度の確立、職務や成果に見合った給与体系への改定、早期退職制度の導入等による人件費の引き下げが不可避である。 次に、外部からの事業獲得のための企画・営業活動や、早期退職制度の導入に伴う割増退職金の支払い等自立のためには、それに先立つ資金が必要となる。総合財団が外部から資金調達することは困難であるため、市からの拠出や貸付に頼らざるを得ないが、痛みを伴う改革のためには資金の手当てが不可欠である。 市は、統廃合指針で、「プロパー職員の雇用問題については、本来外郭団体自らの責任において取り組むべきものであるが、市は行政を補完する役割を外郭団体に委ねてきた経緯や、設置者、指導監督者としての責務から、外郭団体と協調してプロパー職員の雇用の確保に取り組む。」としている。 しかし、非公募による指定管理者の指定を雇用確保の一手段として用いることが、市民に対して合理的に説明し得る範囲であるかは疑問がある。専門性が低い人材がいる総合財団を非公募で指定管理者にし、高い人件費を賄うために指定管理料として市税を投入することが適切であるか今一度検討されたい。</p>	財政課	措置済	<p>総合財団の高コスト体質からの脱却に向けて、平成26年度より早期退職制度を導入、運用をするとともに、平成29年度3月末までに奈良市総合財団処務規程、会計処務規程等の改定や契約事務取扱要領等の改定を行い、平成30年度から運用しています。令和2年度から指定管理料のうち総合財団の人件費としては約7800万円削減しました。 一方、公募・非公募については、公募化が進む中、公募申請者が集まらないこともあります。非公募については、施設設置時から設置目的を踏まえて業務を担ってきた奈良市総合財団にあっては合理的に事業を推進できるメリットがあると考えています。</p>	令和2年3月31日現在
217	<p>VI. 市の指定管理者制度と外郭団体 2. 一般財団法人奈良市総合財団 ・勤務時間について 他の施設の指定管理を行っている事業グループは施設の開館時間に合わせて2交代制の勤務体系を採用しているが、鴻ノ池球場等30施設の指定管理業務を行っている事業グループのみ就業時間が一律午前8時30分から午後5時15分までである。そのため、午後9時まで貸出をしている体育館等の夜間利用があった場合には、必然的に残業代やアルバイト代が発生することになり、非効率である。他の施設と同様に2交代制を行えるよう就業規則を改定されたい。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成26年度に就業規則を改定し、全施設でシフト制を導入できるようにしました。</p>	平成27年3月31日現在

平成25年度「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
217	<p>VI. 市の指定管理者制度と外郭団体</p> <p>2. 一般財団法人奈良市総合財団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長について <p>確かに副市長を理事長とすることは、総合財団の管理、指導、統制という側面から見た場合には効果的であるかもしれない。しかし、今後市以外から業務を獲得し、事業の多角化を目指す総合財団の方向性から考えると、外部から経営者を招き入れるほうが、職員の意識改革を促すとともに、しがらみなく経営改革を実行できる可能性が高い。</p> <p>また、副市長が理事長である総合財団が公募による指定管理者の指定に応募した場合、指定管理者の選定委員に市職員が2名任命されている現状を勘案すると、公平性・透明性に問題がある。</p> <p>副市長が理事長であることのメリット・デメリットを十分比較考量し、適任と考えられる理事長を選任されたい。</p>	行政経営課	措置しない (見解の相違)	<p>現時点においては、奈良市総合財団の経営改革に向けた取組を進めるため、当該財団のあるべき姿と市の関与の在り方を検討している途上にあることから、市と奈良市総合財団の方向性の一致や連携等の観点で一定の統制が必要であり、副市長を理事長とするメリットが大きいと思われます。</p> <p>なお、指定管理者選定委員会においては、奈良市指定管理者選定委員会規則において市職員の委員が委員全体の半数を占めることがないように定めることで、審査の公平性・透明性を担保しているところです。</p> <p>以上のことから、当面は引き続き、副市長を理事長とする方向で調整することとします。</p> <p>但し、当該財団の改革に一定の成果を上げ、副市長を理事長とする必要性が薄れた段階においては、改めて外部から経営者等を理事長として招くことも検討します。</p>	平成30年3月31日現在
220	<p>VI. 市の指定管理者制度と外郭団体</p> <p>3. 奈良市市街地開発株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の管理運営について <p>20年の賃貸借契約について、市は、再開発事業は長期的な視野で行うものであり、安定的な運用を行うために締結させたとしているが、テナントが埋まらない場合、市街地開発㈱の業績が悪化し、市の抛出した300百万円が毀損する可能性があることは容易に想像できたはずである。長期安定的な運用を重視するあまり、潜在するリスクを十分に考慮しないまま市街地開発㈱に賃貸借契約を締結させた市の責任は重い。</p> <p>斡旋を約した基本協定を基に、今後も市税を投じ、権利者の利益を保護し続けることは合理性がない。市民に説明が出来るよう、改善策を検討する必要がある。</p> <p>駐車場の管理運営業務も公募かつ利用料金制で募集することが望ましいため、早期に対応されたい。</p>	産業政策課 西部出張所総務課 文化振興課 土木管理課	措置済	<p>JR奈良駅前再開発第1ビルへのテナントの誘致活動により、現在は1区画を除いてテナントが埋まっている状態となっております。テナントの誘致活動の推進により、平成30年度は黒字経営を実現しています。</p> <p>JR奈良駅第1・第2、なら100年会館駐車場につきましては、非公募での指定管理を平成30年度までとし、平成31年4月1日からは、民間の事業者による管理運営を行っています。西部会館駐車場につきましては、建物全体も含めた円滑な管理運営のため、継続して市街地開発株式会社が管理することが合理的と判断しました。</p>	令和元年9月1日現在